

令和8年度

課程の手引

教職課程・図書館学課程
社会教育主事課程



令和8年度

課程の手引

1 課程について

2 教職課程

3 図書館学課程

4 社会教育主事課程

5 科目等履修生制度

6 明星大学との教育業務提携

7 資料

— 課程の手引 — もくじ

1 課程について

1-1 課程の受講について	3
1-2 課程学事日程	4
1-3 受講手続	5
1-4 諸費用	5
1-5 課程室の利用について	6
1-6 窓口の利用について	7

2 教職課程

2-1 教職課程を履修する上での心構え	10
2-2 亜細亜大学における教員養成の理念	11
2-3 教員養成の目標及び計画	11
2-4 教員免許状の概要	12
2-5 履修にあたって	14
2-6 教職履修カルテ	16
2-7 学校感染症について	17
2-8 教育の基礎的理解に関する科目等(令和4年度以降入学生)	19
2-9 教育の基礎的理解に関する科目等(令和3年度以前入学生)	20
2-10 大学が独自に設定する科目(令和5年度以降入学生)	21
2-11 大学が独自に設定する科目(令和4年度以前入学生)	22
2-12 教科及び教科の指導法に関する科目(令和8年度入学生)	23
2-13 教科及び教科の指導法に関する科目(令和7年度入学生)	30
2-14 教科及び教科の指導法に関する科目(令和6年度入学生)	36
2-15 教科及び教科の指導法に関する科目(令和5年度入学生)	42
2-16 教科及び教科の指導法に関する科目(令和3年度入学生)	48
2-17 司書教諭科目(共通)	49
2-18 免許法施行規則第66条の6に定める科目(令和8年度以降入学生)	50
2-19 免許法施行規則第66条の6に定める科目(令和7年度以前入学生)	51
2-20 教育職員免許状取得までの流れ	52
2-21 介護等体験について(中学校免許状希望者)	55
2-22 損害賠償保険について	56
2-23 教育実習までの手続き(内諾)	57
2-24 教育実習の実施にあたって	63
2-25 教育職員免許状の取得	65
2-26 教員採用試験について	67

3 図書館学課程

3-1 図書館学課程を履修する上での心構え	70
3-2 資格取得とカリキュラム	70
3-3 履修上の注意	70
3-4 図書館学課程カリキュラム	71
3-5 学校司書モデルカリキュラム	72

4 社会教育主事課程

4-1 社会教育主事課程を履修する上での心構え	74
4-2 資格取得とカリキュラム	74
4-3 履修上の注意	75
4-4 社会教育主事課程カリキュラム	76
4-5 社会教育課程を履修する意義	77

5 科目等履修生制度

5-1 卒業後の不足単位の修得方法	80
5-2 科目等履修生制度	80

6 明星大学との教育業務提携

6-1 教育業務提携の概要	82
6-2 受講対象者	82
6-3 取得免許状及び免許法令根拠	82
6-4 入学時期及び入学形態	82
6-5 説明会の実施について	80

7 資料

7-1 規程集	84
7-2 教育実習規程	85
7-3 教育実習実施ガイドライン	86

1 課程について

1-1 課程の受講について

はじめに —課程とは—

課程とは、将来、学校教育並びに社会教育関係の専門職員を希望する者に対し、その資格を取得させるためのものであり、「教職課程」（司書教諭を含む）「図書館学課程」「社会教育主事課程」の3課程からなっています。

「教職課程」は、教員を志望する者に対し、教員免許状を取得させるためのものであり、本学教職課程において所定の単位を修得した者は、各都道府県教育委員会に申請して、中学校及び高等学校の「教育職員免許状」を受けることができます。

「図書館学課程」は、本学図書館学課程において所定の単位を修得した者に図書館の専門職員として必要な「司書資格取得証書」を交付します。

「社会教育主事課程」は、公民館や青少年施設の専門職員として活動する者、及び、教育委員会に属して、社会教育活動に関する指導助言を行う専門職員になるための有資格者を養成します。

詳しくは、本書の内容を参照してください。

1-2 課程学事日程

課程	学年	月	日	曜日	時間	内 容	場所
共通	4年	4/4(土)~9(木)				履修登録(課程科目の登録は継続者のみ)	亜大ポータル
共通	3年	4/5(日)~9(木)				履修登録(課程科目の登録は継続者のみ)	亜大ポータル
共通	2年	4/6(月)~9(木)				履修登録(課程科目の登録は継続者のみ)	亜大ポータル
教職	1年	4	6	月	13:00~14:30	履修ガイダンス・受講登録(新規)	7100
図書	1~4年	4	6	月	15:00~16:00	履修ガイダンス・受講登録(新規・継続者合同)	7100
社教	1~4年	4	6	月	16:00~17:00	履修ガイダンス・受講登録(新規・継続者合同)	7100
共通	1年	4/7(火)~4/9(木)				履修登録(課程科目は履修訂正期間で行う)	亜大ポータル
共通	新規登録者	4	10	金	17:00まで	課程身上調査 提出締切	教学センター
共通	全学年	4/12(日)~4/14(火)				履修訂正期間(新規登録者はこの期間に登録) ※今年度履修する科目(課程科目含む)を全て登録	亜大ポータル
共通	全学年	4/13(月)~4/16(木)				健康診断 ※全員必須 (男女で日程が分かれていますので注意)	2号館
共通	全学年	4	17	金		春学期始業 (課程新規履修者はこの週から授業に出ること)	
教職	4年	4	21	火	17:00まで	教育実習費納付書 提出締切	教学センター
教職	3年	4	21	火	17:00まで	介護等体験申込(介護等体験費納入締切)	教学センター
教職	4年	4~5月 随時				教育実習承諾書の内容確認	教学センター
教職	4年	随時				教育実習関係書類配付 (教育実習の打ち合わせ前に必ず受け取ること)	教学センター
教職	3年	4~5月 随時				教育実習内諾の申し込み	実習校
教職	3年	5	26	火	17:00まで	教育実習内諾書類提出締切 (内諾を得ていない人は内諾状況の報告)	教学センター
教職	4年	実習開始1週間前まで				実習巡回指導教員との事前打ち合わせ	
教職	新規登録者	9	4	木	17:00まで	課程身上調査提出締切(新規登録者)	教学センター
共通	全学年	9/11(金)~9/15(火)				履修変更期間(課程科目の登録を行うこと)	亜大ポータル
共通	全学年	9/19(土)~9/23(水祝)				履修訂正期間	亜大ポータル
共通	全学年	10	3	土		秋学期始業	
教職	3・4年	10	17	土	13:00~15:00	教育実習報告会	調整中
教職	2・3年	10/12(月)~20(火)				次年度介護等体験希望者アンケート提出	調整中
教職	4年	11月下旬				免許状一括申請手続き	教学センター
教職	全学年	12	19	土	13:00~15:00	教育実習成果発表会	調整中
教職	2・3年	2月中旬				2・3年生合同ガイダンス(3年生教育実習申込書配布)	オンライン
共通	4年	3	15	月		免許状・修了証等授与	調整中
教職	2年	3月下旬				教職課程ガイダンス(新規・継続者合同)	Zoom
教職	3年	3月下旬				教職課程ガイダンス ☆教育実習内諾説明会(教育実習申込書提出)	Zoom
教職	4年	3月下旬				教職課程ガイダンス ☆教育実習説明会	Zoom

※ガイダンス・説明会は、手続きなどの重要な説明をするので、無断欠席をしないこと。

(授業と重なる場合は授業優先である。)

ガイダンスを欠席する場合は、教学センター課程担当へ事前に相談すること。

※学事日程の変更がある場合は亜大ポータルにて周知するので確認のこと。

1-3 受講手続

1 受講手続

「教職課程」「図書館学課程」「社会教育主事課程」については、登録制をとっているため、必ず受講登録を行わなければならない。

課程を初めて受講する際には、「課程身上調書」（各課程別）を提出し、受講料（30,000円）を納めなければならない。また、各学年の始めに必ず、「履修登録カード」を提出し、課程継続の意志を表明し、各自、履修登録をしなければならない。

2 受講登録手続

(1)教職課程（1年生）

4月に課程履修ガイダンスを開催する。

受講希望者はガイダンス終了後、下記①②の手続きを行うこと。

- ① 「履修登録カード」の提出（履修登録）をすること。
- ② 証明書発行機で「課程身上調書（教職課程）」を購入し、必要事項を記入の上、提出期限内に教学センター課程担当へ提出すること。

(2)教職課程（2年生）・図書館学課程（全学年）・社会教育主事課程（全学年）：新規受講者

3月に行われる課程履修ガイダンス（Zoom）に出席すること。受講手続については上記教職1年生と同様で該当の身上調書を購入し、教学センター課程担当へ提出すること。

(3)教職課程（3・4年生）：新規受講者

あらかじめ教学センター課程担当に相談し、課程教員との面談を経て受講の許可を得ること。3月に行われる課程履修ガイダンス（Zoom）に出席すること。

受講手続については上記と同じ。

「課程身上調書」は証明書発行機で購入すること。

証明書発行機設置場所：1号館1階教学センター入口

【注】 課程ガイダンス・説明会の無断欠席や書類提出期日を守らない場合、課程の受講を取消す場合がある。

1-4 諸費用

課程ごとに定められた諸費用は、下記のとおりである。なお、一旦納入した諸費用はいかなる場合でも一切返還しない。納入時期、納入方法等は事前指導、課程ガイダンス等で指示する。

諸費用一覧

	教職課程	図書館学課程	社会教育主事課程
受講料	30,000	30,000	30,000
介護等体験費	15,000		
教育実習費	5,000		
免許申請手数料（1教科）*1	3,500		

- (1) 複数の課程を受講する際は、その分の受講料が必要となる。
- (2) *1 昨年度の申請手数料は1教科3,500円、今後変更になる場合もある。
- (3) 教職課程の上記実習以外について、別途実習費・保険料がかかる場合がある。
- (4) 社会教育主事課程の「社会教育実践演習」受講時に別途保険料・実習費がかかる場合がある。
- (5) 諸費用については全て証明書発行機で支払いを行い、1号館1階教学センター課程担当へ提出すること。

1-5 課程室の利用について

1 課程室等の場所：3号館 3階 3室

資料室（3307）・自習室（3308）・課程室（3309）の3室がある。

2 課程室等設置の目的

課程室は、「教職課程」「図書館学課程」「社会教育主事課程」を受講する学生のために開設されている。受講生はグループ学習、自習、資料閲覧などに積極的に利用してほしい。課程室には教材となる資料をはじめとして、授業関連資料・中学校及び高等学校の教科書・採用に関する資料なども利用できるようになっている。

3 利用時間

月曜日～金曜日 9:00～18:55

土曜日 9:00～17:00

上記利用時間でも、夏季休業・冬季休業・春季休業中（入試期間は利用不可）は施錠しているため、利用の際は学生証を提示の上、学内警備員にその旨を伝えて鍵を開けてもらい、終了後は警備員に報告すること。

4 課程室の利用について

課程室（3309）は通常の授業でも使用するので、授業中は静粛にすること。その他利用できない日程がある場合は、ドア前に掲示する。

5 注意すべきこと

- ・ 課程室内は禁煙とする。
- ・ 課程室内の整理整頓には気を配り、静粛に利用のこと。
- ・ 課程室内の資料等は持ち出さないこと。

1-6 窓口の利用について

1 教学センター課程窓口について

- ・教学センター窓口（1号館1階）
- ・取扱事項
 - ①履修相談
 - ②履修登録時のクラス変更手続き（必修科目重複の場合）
 - ③教育実習、介護等体験などの手続き
 - ④その他、各種手続き・相談など

事務取扱時間	
月曜日～土曜日	8:45～17:00
夏季・春季休業中	10:00～16:00

事務休業期間
夏季・冬季休業中の一斉休業期間及び土曜日 春季休業中の土曜日

※入学試験日の窓口受付は行わない。

※それぞれの休業期間についての詳細は「広報アジア」、ホームページを参照すること。

2 教学センターとの連絡手段

連絡は原則として教学センター課程窓口、及び亜大ポータルで行う。

必ず1日1回は亜大ポータルへログインして確認のこと。

「課程の手引」web版やボランティア募集等、教学センターからの資料については以下に格納するので確認のこと。

亜大ポータルログイン→キャビネット一覧→manabaログイン[学部・教学センター]学事・カリキュラム・履修関連→11_課程関係

3 教学センターの連絡先等

原則として、教学センター窓口で相談すること。窓口での相談が難しい場合は、教学センター課程担当メールアドレス（katei@asia-u.ac.jp）宛に問い合わせること。

その際、本人の学籍番号・氏名を必ず明記すること。

2 教 職 課 程

2-1 教職課程を履修する上での心構え

本学教職課程の歴史は、昭和27年度に亜細亜大学の前身である日本経済短期大学経営科に「職業」（中学校教諭2級）の課程を開設したのが始まりであり、これまでに数多くの教員が誕生して活躍している。

教員免許は大学で取得できる本格的な資格である。生涯学習時代の今日、単に学校の教師になる場面だけでなく、子どもや教育に関わるいろいろな場面で尊重され、持っているとは有利な場合があり、いずれそうした分野で仕事をしようと考えている場合は、自分の人生設計上長い目で見、落ち着いて効率的に取得できる大学時代に取っておくのが賢明な選択である。

ただ、卒業と同時に教員になる道は厳しく、教師になるという強い意思を早い時点で固め、採用試験を受ける都道府県の出題傾向を調べ、それに対応する受験勉強を自主的に進めることが重要である。

当面は教職に就く意思がない人も、4年次の教育実習では10時間程度の授業や生徒指導など教育活動を担当する。そこできちんとした指導ができるように、教職課程では、課程履修生全員に対して教員となるための必要最低限の知識と技能の獲得を求めている。課題の提出、研究発表、スピーチ、授業案作成、模擬授業、等々をこなせないと、教育実習までたどりつくことはできないと考えてほしい。

教職課程の授業では実践的な学習を進め、単にいろいろな知識を覚えればよいというだけではなく、それを自分の言葉で説明できるほどに十分理解し、また、教える子どもの状況に応じて、その説明の仕方を変える応用もできることなどを目指す。したがって、レポートをまとめて終了ではなく、まとめた内容を中高生に教えることができるレベルまで進む必要がある。

また、中学校教諭の免許を取得しようとする人は、7日間の介護等体験活動を行うことが義務づけられる。平成30年度から「教育ボランティア」を科目として設置し子どもたちと関わる機会を維持するために継続的なボランティア参加を推奨している。このように、教員免許を取得するプロセスそのものが、すでにそれなりの責任を求められる社会体験活動が織り込まれたものとなっている。

教師は子どもの成長に伴走し、その変容を間近で見守る喜びに溢れた社会的意義のある仕事である。教職課程の学びを通して、教え教えられること、学び育つことの楽しさを知り、未来世代と社会に対する責任を深く理解して、自身にとって有意義な時間を過ごしてほしい。

2-2 亜細亜大学における教員養成の理念

亜細亜大学の建学精神は「自助協力」であり、その教育理念を具体化した「国際社会で貢献できる有為な人材の育成」、「人間性重視の教育」、「新しい社会を創り出す創造力あふれる人材の育成」という教育の基本方針に基づき、次のようなディプロマポリシーを定めている。

1. 幅広い教養と高度な専門知識・技能を身につけ、柔軟に活用できる。
2. グローバルな視点から世界の諸文化を理解し、その多様性を尊重できる。
3. 他者と協力して、より良い社会の形成に能動的に貢献できる。
4. 目標を定め、自らのキャリアを形成し、生涯にわたって学びの姿勢を持続できる。

これらの教育理念を基礎とした教員養成は、経営学部、経済学部、法学部、国際関係学部、健康スポーツ科学部という本学の各学部・学科で身につける専門分野と教養教育分野における幅広い知識に加えて、教育に関する専門的な知識・技能を身につけ、教育者としての意欲、態度、行動力といった人間性を醸成し、生徒の多様性を尊重し他者と協力しながらより良い社会の形成に貢献し、生涯にわたって夢に挑み学び続ける教員を育成することをめざしている。

2-3 教員養成の目標及び計画

本学の教職課程では教育に関する専門的な知識・技能を身につけ、教育者としての意欲、態度、行動力を醸成するために1年次からの計画的なカリキュラムと活動プログラムを用意している。

1年次に始まる基礎科目の「教職入門」、「教育原理」、「教育心理学」、「教育方法学（ICTの活用含む）」等では教職の魅力伝えて現場に求められる教師像をイメージできるようになるとともに、教育に関する基礎的な知識・技能の理解を深める。

2年次以降からは、「教育課程論」や、「生徒・進路指導論」、「特別支援教育概論」、「教育社会学」等によるアクティブ・ラーニングやICT教材の活用を含む授業実践の学修が本格化し、「教育相談」や「特別活動論」、「総合的な学習の時間の指導法」等では経験豊かな実務家教員が担当し、地域社会・保護者と学校との関係を意識した実践的な学習を行う。

3年次からは、1、2年次に学んだ基礎を踏まえて、「各教科の指導法（社会科・公民科・商業科・英語科・保健体育科）」、特別支援学校や社会福祉施設における介護等体験活動の事前事後指導を兼ねた「介護等体験の意義と実践」が始まり、実践的な実習を含む学習機会が広がる。また、「教育ボランティア」科目は初年次から複数年にわたり単位を修得することができるようにしており、さまざまなボランティア活動が企画されている。

4年次の「教育実習」は学校現場での長期の実習であり、これまでの学修成果を全て発揮し、自分の教師の資質が試される機会である。また4年秋学期には「教職実践演習」で模擬授業やプレゼンテーションによる実習報告、現職教員等の講演、グループワークやディスカッションなどを通して資質能力の確認を行い、自らの課題を発見して教員としてのさらなる成長につなげていく。

各科目の教育目標と計画はシラバスに記載されており、受講者はシラバスに沿って着実に目標を達成していくことになる。

2-4 教員免許状の概要

1 免許状の種類

本学で取得できる教育職員免許状の種類及び教科は下記のとおり。

学部・学科	免許状の種類	中学校教諭1種免許状	高等学校教諭1種免許状
経営学部経営学科		社会	公民・商業
経済学部経済学科		社会	公民
法学部法律学科		社会	公民
国際関係学部国際関係学科		社会・英語	公民・英語
健康スポーツ学部健康スポーツ科学科		保健体育	保健体育

免許状には、専修・1種・2種の3種類があり、それぞれ、大学院（修士）、大学（学士）、短大（短期大学士）の基礎資格が必要である。

注1：「英語科免許課程」履修者はAUAP・AUASP・AUGP（英語）などの留学プログラムに参加していることが望ましい。

注2：多文化コミュニケーション学科については、国際関係学科に開設されている科目を受講（他学科受講）することにより、免許状を取得することができる。ただし、国際関係学科のカリキュラム及び時間割を履修することになるため、4年間の在学中に取得できる保証はない。そのことを承知したうえで免許状取得を目指す必要がある。

履修についての相談は、教学センター課程担当まで。

注3：編入生については、カリキュラムの確認があるので教学センター課程担当に確認の後、別途、履修指導を行うので、申し出ること。

2 必要な条件（令和元年度以降入学生）

教育職員免許法により、下記の条件を満たさなければならない。

※下記条件は法令上の最低修得単位数である。本学の教職課程で免許を取得するために必要な単位数については19ページ以降の入学年度別カリキュラムを参照のこと。

所要資格	免許状の種類	中学校教諭1種免許状	高等学校教諭1種免許状
教科		社会・英語・保健体育	公民・商業・英語・保健体育
基礎資格		学士の学位を有すること	
教科及び教科の指導法に関する科目		28単位	24単位
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	10単位	10単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10単位	8単位
	教育実践に関する科目	7単位	5単位
大学が独自に設定する科目		4単位	12単位
合計		59単位	59単位
免許法施行規則第66条の6に定める科目		日本国憲法：2単位 体育：2単位 外国語コミュニケーション：2単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作：2単位	

複数の免許状を取得する場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」の該当科目の「教科教育法」が必要である。「大学が独自に設定する科目」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位超過分で充足することができ、また「大学が独自に設定する科目」群に開設されている科目の単位を修得することでも要件を満たすことができる。

3 介護等体験

中学校教員免許状を取得する際に、社会福祉施設や特別支援学校などで、7日以上、高齢者や障害者に対する介護、介助、交流等の体験を行うことが必要である。

(本学では原則として3年次に実施)

(詳細は「2-21 介護等体験について」の項を参照)

介護等体験の実施にあたっては事前事後指導(「介護等体験の意義と実践」)を必ず受講すること。なお、当該科目の出席や課題達成状況によっては介護等体験に出られない場合があるので注意すること。

2-5 履修にあたって

1 教育実習前提条件

3年次終了までに以下の条件を満たしていなければ、4年次に教育実習を行うことができない。

- (1)「教育原理」「教職入門」「教育心理学」の3科目全てを修得していること。
- (2)各「教科教育法」(「社会科教育法Ⅰ・Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」「商業科教育法Ⅰ・Ⅱ」「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」)「保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳ」のうち、最低限いずれか1科目以上を修得していること。
- (3)「教育方法学(ICTの活用含む)」「教育相談」「総合的な学習の時間の指導法」のうち、1科目以上を修得していること。
- (4)英語の教員志望者は、TOEIC[®]スコア**650点以上**を取得していること。
- (5)はしかの抗体検査報告書のコピーを教学センター課程担当に提出済であること。
- (6)実習校から内諾を得ていること。
- (7)学則に定められた教育実習費用を支払うこと。
- (8)「教育実習指導」の単位修得及び卒業見込があることが望ましい。なお、3年次までの単位修得状況や教職課程での取り組み状況が悪い場合は、面談を実施のうえで教育実習ができないことがある。

※秋学期の「教育原理B」「教職入門B」「教育心理学B」は、専門科目との兼ね合い等により同科目群の履修登録が困難な学生を対象として完全オンデマンド形式で開講される。これらの科目は時間割上は曜日時限が設定されているが、定められた期間内であればいつでも受講が可能である。なお、受講にあたっては該当科目のシラバス及びmanabaコースニュース等の担当教員の指示に従い、計画的に学修すること。

2 履修の方法

以下の条件を全て満たすと、該当する教科の教員免許状を取得することができる。本書を参考にして履修登録手続きをすること。

- (1)学士の学位を有すること。
- (2)各学部学科で取得できる免許状のうち、「教科及び教科の指導法に関する科目」(中学校28単位、高等学校24単位)と「教育の基礎的理解に関する科目等」(中学校33単位、高等学校29単位)、「大学が独自に設定する科目」(中学校4単位、高等学校12単位)を修得すること。なお、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の超過分は「大学が独自に設定する科目」の単位として充足することができる。なお、取得する免許ごとにそれぞれ合計で59単位以上修得すること。

※教科教育法は取得する免許状の種類ごとに修得する。従って、他の教科のものは含まれないので、注意すること。

- (3)「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位以上を各学部で定められた科目から履修すること。
- (4)中学校の免許状を取得するには、7日以上にわたり介護等体験を行うこと。
- (5)英語の教員免許状を希望する場合、英語科関連授業並びに教育実習内諾や教育実習を行う条件として、TOEIC[®]のスコアが一定点数以上必要となる。英語科に関連する必修科目(音声学、英語学、英語文学Ⅰ・Ⅱ、英語科教育法Ⅰ～Ⅳ)の履修および教育実習は下記の条件を原則とする。

- ・1年次開始時(4月、10月):450点以上
- ・1年次終了時(1月):500点以上

- ・ 2年次から履修を開始する場合（4月、10月）：550点以上
 - ・ 2年次終了時（1月）：600点以上
 - ・ 3年次終了時（1月）：650点以上
- ※TOEIC®のスコア：公式テストもしくは大学が実施するオンラインIPテストのスコア

注意事項

- ①各年次の1月に英語科担当教員との面談を行う。その際に、最新のTOEIC®スコアシート（写し）を提出すること。TOEIC®のスコアを100点上げるためには、最低でも200時間の英語学習が必要とされていることから、次年度の目標スコアに向けた学習計画の提出も求め、適宜指導を行う。
 - ②2年次以降履修を開始する場合には、ガイダンス直後に必ず英語科担当教員に連絡し、了承及び履修ガイダンスを受けた後で、教職課程の申し込みを行うこと。
- (6)多文化コミュニケーション学科については、国際関係学科に開設されている科目を受講（他学科受講）することにより、免許状を取得することができる。ただし、国際関係学科のカリキュラム及び時間割を履修することになるため、4年間の在学中に取得できる保証はない。そのことを承知した上で免許状取得を目指す必要がある。履修についての相談は、教学センター課程担当まで。

3 教育の基礎的理解に関する科目等

- (1)この科目は教員免許状を得るために必要な科目である。中学校と高等学校で区分ごとの必要単位数や必修科目が異なるので注意すること。
 - (2)必要単位数を超えた場合は、「大学が独自に設定する科目」群の単位となる。
 - (3)同じ科目で、A組・B組とある場合はいずれか1クラスを選択すること。ただし、春学期に単位を修得できなかった場合には、秋学期に再履修することができる。
- その場合、各自で履修登録できないため、教学センター課程担当に確認の後、申請を行うこと。

(4)教育実践に関する科目

- ・ 「教育実習指導」は、3年次に開講するので、教育実習を行う前年度に必ず履修すること。
- ・ 「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」は、どちらか1科目を下記のとおり選択すること。
- ・ 「教育実習Ⅰ（5単位）」は、教育実習の期間が3週間以上の者が履修する。
- ・ 「教育実習Ⅱ（3単位）」は、教育実習の期間が2週間の者が履修する。
- ・ 「教職実践演習（中・高）」

この科目は、教職課程を履修する上で、最終的な確認を行う科目である。（秋学期科目だが、春学期に必ず登録を行うこと）。

4 大学が独自に設定する科目

中学校教員免許状取得希望者は、「介護等体験」の事前・事後指導として、「介護等体験の意義と実践」を必修とする。介護等体験を行う3年次に「介護等体験の意義と実践」を履修すること。

5 教科及び教科の指導法に関する科目

免許教科	必要となる条件
中学社会	A～E各区分の必修科目及び選択必修科目及び教科教育法を含めて28単位以上
中学英語	H～K各区分の必修科目及び選択必修科目及び教科教育法を含めて28単位以上
中学保健体育	O～S各区分の必修科目及び選択必修科目及び教科教育法を含めて28単位以上
高校商業	商業概説（商業研究）Ⅰ・Ⅱ、職業指導Ⅰ・Ⅱの必修科目及び教科教育法を含めて24単位以上
高校公民	C・D・E各区分の必修科目及び教科教育法を含めて24単位以上
高校英語	H～K各区分の必修科目及び選択必修科目及び教科教育法を含めて24単位以上
高校保健体育	O～S各区分の必修科目及び選択必修科目及び教科教育法を含めて24単位以上

- (1) 中学28単位、高校24単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」として算入される。
 (2) 教職の「概説」科目で、A組・B組とある場合はいずれか1クラスを選択すること。

6 免許法施行規則第66条の6に定める科目

- (1) 教育職員免許状を取得するために必修として定められている科目である。
 (「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」)
 (2) 学部によって省令科目と対応する科目が異なるので、学部ごとに指定された科目を履修すること。
 (詳細は「2-18 免許法施行規則第66条の6に定める科目」の項を参照)

7 注意事項

- (1) 授業時間は毎年変更される。時間割編成にあたっては科目の重複がないよう配慮するが、受講したにもかかわらず単位を修得できない科目や、学部専門科目で1・2・3年次に開講されている科目との重複は考慮しないので、4年間の履修計画を立てる際に注意すること。
 (2) 学部必修科目は、必ず開講年次に単位を修得すること。学部必修科目の再履修と教職課程科目の時間割が重複するなど、計画的な履修ができていない場合、卒業時に教員免許状を取得できないことがある。
 (3) 教職科目と学部必修科目が重なった場合は、履修登録前に教学センターで相談すること。疑問・質問などが生じた場合には、必ず教学センター課程担当に相談し、勝手な判断はしないこと。
 (4) 履修者に対する諸連絡は、全て亜大ポータルにて行うので、亜大ポータルをよく確認すること。

2-6 教職履修カルテ

1 「教職履修カルテ」について

4年次秋学期に「教職実践演習（中・高）」が開講され、この科目は教員として必要な知識・技能・態度を修得したことを確認するための総まとめの科目として位置づけられている。この科目を履修するにあたり、「教職履修カルテ」の更新・提出が必要となる。

「教職履修カルテ」とは、自分が教職課程の授業の中で何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるための手がかりにしてもらうための学習記録である。

「教職履修カルテ」には、教職課程で履修した科目や介護等体験、教育実習、教育ボランティアなど、教職に関する活動、学習内容、及び学年ごとの自己評価を記録する。

2 「教職履修カルテ」の内容

- (1)教育の基礎的理解に関する科目
- (2)教科及び教科の指導法に関する科目
- (3)免許法施行規則第66条の6に定める科目
- (4)大学が独自に設定する科目（司書教諭科目含む）
- (5)介護等体験（中学校教員免許状取得希望者のみ）
- (6)TOEIC®スコア（英語履修者のみ）
- (7)教育実習の実施状況
- (8)教職に関する学外での学習体験、ボランティア体験等の状況
- (9)資質能力に関する状況
- (10)教職実践演習の履修状況

3 作成の手順

- (1)教職課程受講手続き完了後、manabaより履修カルテをダウンロードし、各自クラウド上にデータを保管すること。
※詳細はガイダンス時に指示する。

4 「教職履修カルテ」の提出について

毎年ガイダンス時に指定された期限までに、manabaのレポート機能を活用しデータを提出すること。
詳細はガイダンス時に指示する。

2-7 学校感染症について

1 学校感染症とは

学校保健安全法施行規則に定められた「学校において予防すべき感染症」を指す。

感染症の種類は、危険性の高い第1種（エボラ出血熱など）から、主に飛沫感染で広がり放置すれば学校で流行が広がる可能性のある第2種（麻疹、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）、飛沫感染が主体ではないが放置すれば学校で流行が広がる可能性のある第3種（腸管出血性大腸菌感染症など）まであり、出席停止の期間の基準は、感染症の種類に従い定められている。

2 学校感染症に罹患した場合

出席停止となった場合は、大学公式ウェブサイト「学校感染症に罹患した場合」

<https://www.asia-u.ac.jp/campuslife/sickbay/infection.html>

を確認し手続きを行うこと。

3 学校感染症を予防するために

麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎などの予防接種が推奨されている感染症に罹患したことがなく予防接種歴がない学生は、医師と相談のうえ、予防措置を行うこと。

- ・厚生労働省 | 予防接種情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html

なお、介護等体験や教育実習を行うにあたり、流行が予想される感染症への免疫がない場合には、早めのワクチン予防接種や抗体検査を行うこと。また、必要に応じて大学から、予防接種や抗体検査実施について指導があるので、課程担当者と連絡を取り合い、指示に従うこと。

4 はしか（麻疹）の抗体検査結果報告書のコピーの提出

教育実習を行う条件として「はしかの抗体検査結果報告書のコピー」を教学センター課程担当に提出する必要がある。3年次から4年次の教育実習1か月前までには抗体検査を済ませること。

5 はしかの「抗体検査結果」提出までの流れ

はしかの予防接種及び抗体検査については次の手順で行うこと。

- (1)「はしかの罹患歴・予防接種に関する調査」を履修開始時に提出する。
- (2)予防接種については、はしかの罹患歴に関わらず原則2回接種を行うこと。
過去に1度予防接種を受けている者は、2度目を接種すること。
予防接種歴なし及び不明の者は2回接種すること。
- (3)予防接種が済んだ者については、速やかに抗体検査を受けること。
2度目の予防接種を受け抗体検査を行う者は、1ヶ月経過してから行うこと。
抗体検査は「抗体がある」ことを確認するのが目的である。
できればIgGと呼ばれる精度の高い検査を受けることが望ましい。
- (4)病院で抗体検査の「検査結果報告書」を受け取る際に、「抗体がある」又は「陽性である」等を必ず確認すること（文書にすると費用がかかる場合があるので、口頭で医師に確認したことを教学センター課程担当者に伝えること）。
- (5)教学センターに「検査結果報告書」のコピーを提出すること。オリジナルは自身で保管しておくこと。
（実習先から提出を求められる場合がある）
抗体検査の結果により、「抗体がない」場合については、それぞれの状況により対応を考慮するので、教学センター課程担当まで申し出ること。

提出先：1号館1階教学センター課程担当

【注意】

- ※実習先から書類の提出を求められなくとも、必ず大学の指示に従うこと。
- ※予防接種及び抗体検査の費用は自己負担であり、保険適用外である。

2-8 教育の基礎的理解に関する科目等（令和4年度以降入学生）

施行規則に定める科目区分等			本学開講科目	年次	単位	必要単位	中学必修	高校必修	開講期	担当者		
科目区分	中学校	高等学校										
	各科目に含めることが必要な事項											
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原理A組	1	2	12	2	2	春学期	池亀 直子		
			教育原理B組	1					秋学期	池亀 直子		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門A組	1	2		2	2	2	春学期	本年度休講	
			教職入門B組	1						秋学期	池亀 直子	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学A組	2	2		2	2	2	春学期	池亀 直子	
			教育社会学B組	2						秋学期	池亀 直子	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学A組	1	2		2	2	2	春学期	小湊 真衣	
教育心理学B組			1	秋学期		小湊 真衣						
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論A組	2	2	2	2	2	春学期	鈴木・鶴田			
		特別支援教育概論B組	2					秋学期	鈴木・鶴田			
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論A組	2	2	2	2	2	春学期	小笠原正太郎			
		教育課程論B組	2					秋学期	小笠原正太郎			
道徳、総合的な学習の時間、総合的な学習の時間に関する科目	道徳の理論及び指導法		道徳教育の理論と実践A組	1	2	中12 高10	2		春学期	櫻井 歆		
			道徳教育の理論と実践B組	1					秋学期	櫻井 歆		
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な探究の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法A組	2	2		2	2	2	春学期	松村・増田	
			総合的な学習の時間の指導法B組	2						秋学期	松村・増田	
	特別活動の指導法		特別活動論A組	1	2		2	2	2	春学期	松村 純子	
			特別活動論B組	1						秋学期	松村 純子	
	教育の方法及び技術		教育方法学（ICTの活用含む）A組	1	2		2	2	2	春学期	小湊・小笠原	
教育方法学（ICTの活用含む）B組			1	秋学期		小湊・小笠原						
生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論A組	2	2	2	2	2	春学期	前嶋 深雪			
		生徒・進路指導論B組	2					秋学期	前嶋 深雪			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談A組	2	2	2	2	2	春学期	小湊 真衣			
		教育相談B組	2					秋学期	小湊 真衣			
		教育相談C組	2					秋学期	本年度休講			
教育実践に関する科目	教育実習		教育実習指導A組	3	中7 高5	2	2	2	秋学期	池亀 直子		
			教育実習指導B組	3					2	秋学期	二井 正浩	
			教育実習指導C組	3						秋学期	小湊 真衣	
			教育実習Ⅰ	4					5	5	通年	池亀・小湊
			教育実習Ⅱ	4					3		3	通年
学校体験活動												
教職実践演習		教職実践演習（中・高）	4	2	2	2	2	2	秋学期	池亀 直子 小湊 真衣 松村 純子		

* 同一名称のA組・B組については、同じ科目なので、どちらか1科目を履修すること。

* 「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」に「事前事後指導1単位」を含む。

2-9 教育の基礎的理解に関する科目等（令和3年度以前入学生）

施行規則に定める科目区分等			本学開講科目	年次	単位	必要単位	中学必修	高校必修	開講期	担当者		
科目区分	中学校	高等学校										
	各科目に含めることが必要な事項											
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原理A組	1	2	12	2	2	春学期	池亀 直子		
			教育原理B組	1					秋学期	池亀 直子		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門A組	1	2		2	2	2	春学期	本年度休講	
			教職入門B組	1						秋学期	池亀 直子	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学A組	2	2		2	2	2	春学期	池亀 直子	
			教育社会学B組	2						秋学期	池亀 直子	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学A組	1	2	2	2	2	春学期	小湊 真衣			
		教育心理学B組	1					秋学期	小湊 真衣			
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論A組	2	2	2	2	2	春学期	鈴木・鶴田			
		特別支援教育概論B組	2					秋学期	鈴木・鶴田			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論A組	2	2	2	2	2	春学期	小笠原正太郎			
		教育課程論B組	2					秋学期	小笠原正太郎			
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法		道徳教育の理論と実践A組	1	2	中12 高10	2		春学期	櫻井 歆		
			道徳教育の理論と実践B組	1					秋学期	櫻井 歆		
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な探究の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法A組	2	2		2	2	2	春学期	松村・増田	
			総合的な学習の時間の指導法B組	2						秋学期	松村・増田	
	特別活動の指導法		特別活動論A組	1	2		2	2	2	春学期	松村 純子	
			特別活動論B組	1						秋学期	松村 純子	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)*3		教育方法学A組	1	2		2	2	2	春学期	小湊・小笠原	
教育方法学B組			1	秋学期		小湊・小笠原						
生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論A組	2	2	2	2	2	春学期	前嶋 深雪			
		生徒・進路指導論B組	2					秋学期	前嶋 深雪			
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談A組	2	2	2	2	2	春学期	小湊 真衣			
		教育相談B組	2					秋学期	小湊 真衣			
		教育相談C組	2					秋学期	本年度休講			
教育実践に関する科目	教育実習		教育実習指導A組	3	中7 高5	2	2	2	秋学期	池亀 直子		
			教育実習指導B組	3					2	秋学期	二井 正浩	
			教育実習指導C組	3					2	秋学期	小湊 真衣	
			教育実習I	4					5	5	通年	池亀・小湊
			教育実習II	4					3	3	通年	池亀・小湊
	学校体験活動											
教職実践演習		教職実践演習(中・高)	4	2	2	2	2	秋学期	池亀 直子 小湊 真衣 松村 純子			

*1 同一名称のA組・B組については、同じ科目なので、どちらか1科目を履修すること。

*2 「教育実習I」「教育実習II」に「事前事後指導1単位」を含む。

*3 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令により令和4年度入学生から新規則となった。旧規則(令和元年度から令和3年度入学生)での単位修得により新規則の単位に自動的に読み替えられる。

2-10 大学が独自に設定する科目（令和5年度以降入学生）

施行規則に定める 科目区分等	必要 単位	本学で開講する科目	年 次	単 位	中学 必修	高校 必修	開講期	担当者
大学が独自に設定する科目	中4 高12	学校経営と学校図書館	2	2			春学期	中山美由紀
		学校図書館メディアの構成	2	2			春学期	五十嵐智哉
		学習指導と学校図書館	2	2			秋学期	横山寿美代
		読書と豊かな人間性	2	2			秋学期	中山美由紀
		情報メディアの活用	2	2			春学期	五十嵐智哉
		介護等体験の意義と実践	3	2	2		通年	池亀 直子
		道德教育の理論と実践A組	1	2			春学期	櫻井 歆
		道德教育の理論と実践B組	1	2			秋学期	櫻井 歆
		教育ボランティア	1	1				本年度休講

- (注1) 「道德教育の理論と実践」は、中学校の免許状には「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目であり、高等学校の免許状では、「大学が独自に設定する科目」の選択科目となる。
- (注2) 「教育ボランティア」は、卒業までに2単位まで修得することができる。
- (注3) 大学が独自に設定する科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位超過分で充足できる。
- (注4) 令和7年度から「ボランティア論Ⅲ」は「介護等体験の意義と実践」へ名称変更した。（令和5年度以降入学生）

2-11 大学が独自に設定する科目（令和4年度以前入学生）

施行規則に定める 科目区分等	必要 単位	本学で開講する科目	年 次	単 位	中 学 必 修	高 校 必 修	開 講 期	担 当 者
大学が独自に設定する科目	中4 高12	学校経営と学校図書館	2	2			春学期	中山美由紀
		学校図書館メディアの構成	2	2			春学期	五十嵐智哉
		学習指導と学校図書館	2	2			秋学期	横山寿美代
		読書と豊かな人間性	2	2			秋学期	中山美由紀
		情報メディアの活用	2	2			春学期	五十嵐智哉
		ボランティア論Ⅲ	3	2	2		通年	池亀 直子
		道德教育の理論と実践A組	1	2			春学期	櫻井 歆
		道德教育の理論と実践B組	1	2			秋学期	櫻井 歆
		教育ボランティア	1	1				本年度休講

(注1) 「道德教育の理論と実践」は、中学校の免許状には「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目であり、高等学校の免許状では、「大学が独自に設定する科目」の選択科目となる。

(注2) 「教育ボランティア」は、卒業までに2単位まで修得することができる。

(注3) 大学が独自に設定する科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位超過分で充足できる。

2-12 教科及び教科の指導法に関する科目（令和8年度入学生）

教科及び教科の指導法に関する科目（経営学部経営学科） —令和8年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項										
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	今津 敏晃		
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃		
●外国史概説A組		2	2	2	春学期			青山(治)・八谷			
●外国史概説B組		2	2		秋学期			八谷・青山(治)			
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2			↑	20単位以上	春学期	狩野 真規
		●地理学概説B組	2	2						秋学期	狩野 真規
		●地誌学概説A組	2	2	2					春学期	山田 徹
		●地誌学概説B組	2	2						秋学期	山田 徹
C	「法学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学概論(教職)	1	2	4	↑	20単位以上			秋学期	菅谷 幸浩
		●法学概論(教職)	1	2						秋学期	奥山亜喜子
		暮らしのなかの憲法	1	2						秋学期	奥山亜喜子
		経営と法律② 会社法④		4	↑					20単位以上	
		憲法I(人権)④ 憲法II(総論・統治機構)④									
		民法I(総則)④ 民法V(親族)②									
		民法VI(相続)② 国際安全保障論②									
		【全学共通科目】									
		国際関係論I② 国際関係論II②									
		政治学I② 政治学II② 法学I② 法学II②									
D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	奥井 智之		
		●社会学概説B組	2	2				秋学期	長谷川啓介		
		アジアの企業と経営II② アジアの企業と経営III②		公民 6	↑			20単位以上			
		アジアのビジネス環境I② アジアのビジネス環境II②									
		企業経済学② コーポレートガバナンス論④									
		社会調査法② 消費者行動論② 組織認識論②									
中小企業論②ベンチャービジネス論② 流通論④											
E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組	2	2	2	↓	20単位以上	春学期	吉田 杉子		
		●哲学概説B組	2	2				秋学期	吉田 杉子		
		●倫理学概説A組	2	2	2			春学期	山本 剛史		
		●倫理学概説B組	2	2				秋学期	山本 剛史		
		●宗教学概説A組	2	2	2			春学期	高橋 秀慧		
		●宗教学概説B組	2	2				秋学期	高橋 秀慧		
		組織心理学②									
			各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法I	2			2	社会 8	8	4
社会科教育法II	2			2	秋学期	橋本 康弘					
社会科・公民科教育法I	3			2	公民 4	春学期	金子 幹夫				
社会科・公民科教育法II	3			2		秋学期	金子 幹夫				

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「組織心理学」は社会の免許状必要単位には加算されない。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- 太字の科目は、「教職課程(他学部開放科目等)」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教職課程

教科及び教科の指導法に関する科目（経営学部経営学科） —令和8年度入学生—
【高等学校（商業）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	開講期	担当者			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項									
F	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	商業の関係科目	●商業概説Ⅰ	3	2	2	↑	春学期	三輪	全
			●商業概説Ⅱ	3	2	2		秋学期	三輪	全
			簿記原理	1	4	4	20 単位 以上			
			流通・マーケティング	1	2	2				
			会计学	1	2	2				
			経営学	1	2	2				
			グローバル経営論② 経営財務論②			2				
			経営戦略論② 財務会計論④							
			マネジリアル・マーケティング論④							
			ITとビジネス② 管理会計論④ 技術マネジメント論②							
			経営組織論② 原価計算論④ 工業簿記② 広告論②							
			サービス・マーケティング論② 財務会計特講②							
			財務分析論② 産業と技術② 上級簿記②							
			ソーシャル・マーケティング論②							
			ビジネスコミュニケーションⅠ② ビジネスコミュニケーションⅡ②							
			マーケティング・コミュニケーション論②							
G	職業指導	●職業指導Ⅰ	4	2	2	↓	春学期	小湊	真衣	
		●職業指導Ⅱ	4	2	2		秋学期	小湊	真衣	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	商業科教育法Ⅰ	3	2	2	4	春学期	三輪	全	
		商業科教育法Ⅱ	3	2	2		秋学期	三輪	全	

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 太字の科目は、「教職課程（他学部開放科目等）」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（経済学部） —令和8年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項											
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑		春学期	今津 敏晃			
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃			
		●外国史概説A組	2	2	2			春学期	青山(治)・八谷			
		●外国史概説B組	2	2				秋学期	八谷・青山(治)			
		アジア経済史Ⅰ② アジア経済史Ⅱ② 欧米経済史Ⅰ② 欧米経済史Ⅱ② 経済学史Ⅰ② 経済学史Ⅱ② 経済史概論Ⅰ② 経済史概論Ⅱ② 日本経済史Ⅰ② 日本経済史Ⅱ②										
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2			春学期	狩野 真規			
		●地理学概説B組	2	2				秋学期	狩野 真規			
		●地誌学概説A組	2	2	2			春学期	山田 徹			
		●地誌学概説B組	2	2				秋学期	山田 徹			
C	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	●法学概論(教職)	1	2	2			秋学期	奥山亜喜子			
		●政治学概論(教職)	1	2				秋学期	菅谷 幸治			
		憲法	2	4	4			通年	吉村 典久			
		企業法④ 経済法④ 商法④ 民法④										
D	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概説A組	2	2	2			春学期	奥井 智之			
		社会学概説B組	2	2				秋学期	長谷川啓介			
		金融論Ⅰ② 金融論Ⅱ② 経済政策論Ⅰ② 経済政策論Ⅱ② 公共経済学Ⅰ② 公共経済学Ⅱ② 日本経済論Ⅰ② 日本経済論Ⅱ② 入門経済学② マクロ経済学Ⅰ② マクロ経済学Ⅱ② マクロ経済学Ⅲ② ミクロ経済学Ⅰ② ミクロ経済学Ⅱ② ミクロ経済学Ⅲ②				社会 2 公民 10						
		アジア経済論Ⅰ② アジア経済論Ⅱ② 英語で学ぶ経済学② 英語で学ぶ世界経済Ⅰ② 英語で学ぶ日本経済② 開発経済学Ⅰ② 開発経済学Ⅱ② 太平洋圏経済論② 中国経済論② 韓国経済論② 欧米経済論② 環境経済学Ⅰ② 環境経済学Ⅱ② 金融政策Ⅰ② 金融政策Ⅱ② 経済成長論Ⅰ② 経済成長論Ⅱ② 経済統計分析Ⅰ② 経済統計分析Ⅱ② 経済統計論② 現代マクロ経済学Ⅰ② 現代マクロ経済学Ⅱ② 現代ミクロ経済学Ⅰ② 現代ミクロ経済学Ⅱ② 国際経済学Ⅰ② 国際経済学Ⅱ② 財政学Ⅰ② 財政学Ⅱ② 財政政策Ⅰ② 財政政策Ⅱ② 産業組織論Ⅰ② 産業組織論Ⅱ② 社会保障論Ⅰ② 社会保障論Ⅱ② 租税論Ⅰ② 租税論Ⅱ② 都市経済学Ⅰ② 都市経済学Ⅱ② 日本経済の現状と展望② 日本産業論Ⅰ② 日本産業論Ⅱ② ファイナンスⅠ② ファイナンスⅡ② 労働経済学Ⅰ② 労働経済学Ⅱ②										
E	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	●哲学概説A組	2	2	2			春学期	吉田 杉子			
		●哲学概説B組	2	2				秋学期	吉田 杉子			
		●倫理学概説A組	2	2	2			春学期	山本 剛史			
		●倫理学概説B組	2	2				秋学期	山本 剛史			
		●宗教学概説A組	2	2	2			春学期	高橋 秀慧			
		●宗教学概説B組	2	2				秋学期	高橋 秀慧			
		経済思想論②										
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		社会科教育法Ⅰ	2	2	社会	8	8	春学期	橋本 康弘			
		社会科教育法Ⅱ	2	2	8			秋学期	橋本 康弘			
		社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	公民			4	春学期	金子 幹夫		
		社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2	4			秋学期	金子 幹夫			

- * ●丸印の科目は一般的内容的を含む科目である。
- * 「政治学概論」及び「法学概論」は教職クラスを履修すること。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 太字の科目は、経済学科の「フリーゾーン」科目として履修単位規制に含まれる。
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（法学部） —令和8年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学校社会	高校公民	開講期	担当者							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項															
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	今津 敏晃							
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃							
●外国史概説A組		2	2	2	春学期			青山(治)・八谷								
●外国史概説B組		2	2		秋学期			八谷・青山(治)								
政治外交史④ 西洋法制史④ 日本法制史④																
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2			↑	20単位以上	春学期	狩野 真規					
		●地理学概説B組	2	2						秋学期	狩野 真規					
		●地誌学概説A組	2	2	2					春学期	山田 徹					
		●地誌学概説B組	2	2						秋学期	山田 徹					
C	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学原論	2	4	8					↑	20単位以上	春学期	藤岡 大助			
		憲法Ⅱ(総論・統治機構)	1	4												
		会社法④ 行政法Ⅰ(行政作用法)④ 刑法Ⅰ(総論)④ 刑法Ⅱ(各論)④ 憲法Ⅰ(人権)④ 国際政治学④ 商法総則・商行為法④ 手形・小切手法④ 民法Ⅰ(総則)④ 民法Ⅱ(物権)④ 民法Ⅲ(債権総論)④ 民法Ⅳ(債権各論)④ 民法Ⅴ(親族)② 民法Ⅵ(相続)②				公民 8										
		安全保障論④ 外国法④ 行政学④ 行政法Ⅱ(行政救済法)④ 経済法Ⅰ② 経済法Ⅱ② 刑事訴訟法④ 刑事政策④ 環境法② 国際法④ 国際刑事法④ 国際私法④ 国際租税法② 社会保障法④ 消費者法④ 消費税法② 租税法④ 所得税法② 地方自治法④ 知的財産法Ⅰ② 知的財産法Ⅱ② 都市法② 破産法④ 法人税法② 民事執行・保全法④ 民事訴訟法④ 労働法④														
		D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組	2		2					2	↑	20単位以上	春学期	奥井 智之
				●社会学概説B組	2		2								秋学期	長谷川啓介
		●経済原論		2	4											
		財政学④ 法社会学④														
		E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組	2		2	2	↑			20単位以上			春学期	吉田 杉子
				●哲学概説B組	2		2								秋学期	吉田 杉子
●倫理学概説A組	2			2	春学期		山本 剛史									
●倫理学概説B組	2			2	秋学期		山本 剛史									
●宗教学概説A組	2			2	春学期	高橋 秀慧										
●宗教学概説B組	2			2	秋学期	高橋 秀慧										
政治思想史④ 法哲学④																
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法Ⅰ	2	2	社会 8	8	4	春学期		橋本 康弘						
		社会科教育法Ⅱ	2	2				秋学期		橋本 康弘						
		社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	公民 4			春学期		金子 幹夫						
		社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	金子 幹夫							

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 履修した科目は全て卒業要件に算入され、履修単位規制の対象となる。
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） —令和8年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項									
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	今津 敏晃	
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃	
		●外国史概説A組	2	2	2			春学期	青山(治)・八谷	
		●外国史概説B組	2	2				秋学期	八谷・青山(治)	
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	狩野 真規	
		●地理学概説B組	2	2				秋学期	狩野 真規	
		●地誌学概説A組	2	2	2			春学期	山田 徹	
		●地誌学概説B組	2	2				秋学期	山田 徹	
C 教科及び教科に関する専門的事項	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学概論	1	2	2	↑	20単位以上	春学期	川中 豪	
		●法学概論	1	2				春学期	秋月 弘子	
		暮らしのなかの憲法	1	2	2			秋学期	奥山亜喜子	
		アメリカ・アジア国際関係論②						公民 4		
		国際機構と法② 国際人権法②								
		国際安全保障論② 国際政治入門②								
		国際法入門② 貧困対策論②								
		比較政治学② 紛争解決と国際法②								
		●社会学概説A組	2	2	2				春学期	奥井 智之
		●社会学概説B組	2	2					秋学期	長谷川啓介
●経済学概論	1	2	秋学期	伊藤 公二						
●社会学概論	1	2	秋学期	長谷川啓介						
D 教科及び教科に関する専門的事項	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	アジア経済論② 欧米経済論②			社会 2 公民 6	↑	20単位以上			
		開発人類学② 開発経済学②								
		環境と開発②								
		グローバル・イノベーション論②								
		国際経済学② 国際経済入門②								
		国際協力入門② 国際金融論②								
		国際通商論② 教育開発論②								
		食料安全保障② 日本経済と世界②								
		●哲学概説A組	2	2				4	春学期	吉田 杉子
		●哲学概説B組	2	2					秋学期	吉田 杉子
●倫理学概説A組	2	2	春学期	山本 剛史						
●倫理学概説B組	2	2	秋学期	山本 剛史						
●宗教学概説A組	2	2	春学期	高橋 秀慧						
●宗教学概説B組	2	2	秋学期	高橋 秀慧						
E 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法I 社会科教育法II 社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II	2	2	社会 8 公民 4	8	4	春学期	橋本 康弘		
		2	2				秋学期	橋本 康弘		
		3	2	4			春学期	金子 幹夫		
		3	2				秋学期	金子 幹夫		

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
 - * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
 - * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
 - * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
 - * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
 - * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として履修単位規制に含まれる。
* 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に設置されている科目を受講(他学科受講)することにより、免許状を取得できる。

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） —令和8年度入学生—
【中学校・高等学校（英語）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学	高校	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
H	英語学	●音声学 A 組	2	2	2	↑	↑	春学期	森 晴代
		●音声学 B 組	2	2				秋学期	森 晴代
I	英語文学	●英語学 A 組	2	2	2	↑	↑	春学期	綾野 誠紀
		●英語学 B 組	2	2				秋学期	綾野 誠紀
J	英語コミュニケーション	国際英語Ⅰ① 国際英語Ⅱ① 【多文化】 ことばと社会総論② 社会言語学②				20 単位 以上	20 単位 以上		
		●英語文学Ⅰ	2	2	2			春学期	池田 明子
K	異文化理解	●英語文学Ⅱ	2	2	2	↓	↓	秋学期	佐野 陽子
		【全学共通科目】 映画・文学・音楽で学ぶ英語②							
J	英語コミュニケーション	●English CommunicationⅦP組【全学】	1	1	1	20 単位 以上	20 単位 以上		
		●English CommunicationⅧP組【全学】	1	1	1				
K	異文化理解	●English for International StudiesⅠ	1	2	2	↓	↓		
		●English for International StudiesⅡ	2	2	2				
K	異文化理解	●Presentation Skills for Global StudiesⅠ	2	2	2	↓	↓		
		Presentation Skills for Global StudiesⅡ② Advanced Presentation on IR② Academic WritingⅠ① Academic WritingⅡ① 【多文化】 Essentials for English Presentations② Introduction to Academic Research② 通訳実践論② 【全学共通科目】 英語リーディング技法Ⅰ② 英語リーディング技法Ⅱ② TOEIC準備Ⅰ② TOEIC準備Ⅱ②							
K	異文化理解	●Socio-Cultural StudiesⅠ	3	2	2	8	4	春学期	小張 順弘
		●Socio-Cultural StudiesⅡ	3	2	2			秋学期	小張 順弘
K	異文化理解	アメリカの政治と外交② 比較文化論② International Development② Global Governance② Global IssuesⅠ② Global IssuesⅡ② 【全学共通科目】 World Studies② 英語圏の社会と文化②				↓	↓	春学期	綾野 誠紀
		英語科教育法Ⅰ	2	2	中学			8	4
K	異文化理解	英語科教育法Ⅱ	2	2	8	↓	↓		
		英語科教育法Ⅲ	3	2	高校			秋学期	綾野 誠紀
K	異文化理解	英語科教育法Ⅳ	3	2	4	↓	↓	春学期	綾野 誠紀
		英語科教育法Ⅳ	3	2	4			秋学期	綾野 誠紀
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		英語科教育法Ⅰ	2	2	中学	8	4	春学期	小張 順弘
		英語科教育法Ⅱ	2	2	8			秋学期	小張 順弘
		英語科教育法Ⅲ	3	2	高校	8	4	春学期	綾野 誠紀
		英語科教育法Ⅳ	3	2	4			秋学期	綾野 誠紀

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位（合計20単位）以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位（合計20単位）以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。
- * 「English CommunicationⅦ・Ⅷ」については、教職クラス（P組）を履修すること。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に開設されている科目を受講（他学科受講）することにより、免許状を取得できる。

教科及び教科の指導法に関する科目（健康スポーツ科学部） —令和8年度入学生—
【中学校・高等学校（保健体育）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学	高校	開講期	担当者	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項									
O	教科及び教科に関する専門的事項	体育実技	●体育実技総合(陸上競技)	1	1	1	↑	↑	春学期集中	櫻田 淳也
			●体育実技総合(水泳)	1	1	1			春学期集中	時任真一郎
			●体育実技総合(体づくり運動・器械運動)	1	1	1			秋学期集中	未定
			●体育実技総合(ダンスI)	1	1	1			春学期	穂積 典子
			●体育実技総合(柔道)	1	1	1			秋学期	久保田浩史
			●体育実技総合(剣道)	1	1				秋学期集中	鷹見由紀子
			●体育実技総合(サッカー)	1	1	1			秋学期	新海 宏成
			●体育実技総合(テニス)	1	1				秋学期集中	堀内 昌一
			●体育実技総合(バスケットボール)	1	1	春学期			班目 春彦	
			●体育実技総合(バレーボール)	1	1	春学期			高橋 宏文	
体育実技総合(ダンスII)① トレーニング実習①										
P	教科の指導法に関する専門的事項	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	●スポーツ原理	1	2	2	20単位以上	20単位以上	春学期	田中 愛
			●スポーツ心理学	2	2	2				
			●スポーツ社会学	2	2					
			●スポーツバイオメカニクス	2	2	2				
スポーツと法② 心理学入門② スポーツ史② バイオメカニクス入門② スポーツビジネス入門②										
Q	教科の指導法に関する専門的事項	生理学(運動生理学を含む。)	●スポーツ生理学	2	2	2				
			生理学入門② トレーニング理論②							
R	教科の指導法に関する専門的事項	衛生学・公衆衛生学	●公衆衛生学	2	2	2				
S	教科の指導法に関する専門的事項	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	●学校保健概論	2	2	2	8	4	春学期	松本 晃裕
			●救急法A組	1	2	2			秋学期	松本 晃裕
			●救急法B組	1	2					
スポーツ医学②										
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		保健体育科教育法I	2	2	中学	8	4	春学期	徐 広孝	
		保健体育科教育法II	2	2	8			秋学期	徐 広孝	
		保健体育科教育法III	3	2	高校			春学期	徐 広孝	
		保健体育科教育法IV	3	2	4			秋学期	徐 広孝	

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校保健体育の免許状取得要件は、O～S各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修。
- * 高等学校保健体育の免許状取得要件は、O～S各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修。
- * 履修した科目は卒業要件に参入され、履修単位規制の対象となる。
- * ただし、「体育実技」「各教科の指導法」は卒業要件に参入されず、履修単位規制の対象外となる。

教職課程

2-13 教科及び教科の指導法に関する科目（令和7年度入学生）

教科及び教科の指導法に関する科目（経営学部経営学科） —令和7年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
A	日本史・外国史	●日本史概説A組 ●日本史概説B組	2 2	2 2	2	↑		春学期 秋学期	今津 敏晃 今津 敏晃
		●外国史概説A組 ●外国史概説B組	2 2	2 2				2	春学期 秋学期
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組 ●地理学概説B組	2 2	2 2	2			春学期 秋学期	狩野 真規 狩野 真規
		●地誌学概説A組 ●地誌学概説B組	2 2	2 2				2	春学期 秋学期
C	「法学、政治学」 (国際法を含む。)	●政治学概論(教職) ●法学概論(教職) 暮らしのなかの憲法	1 1 1	2 2 2	4	↑		秋学期 秋学期 秋学期	菅谷 幸浩 奥山亜喜子 奥山亜喜子
		「法律学、政治学」 (国際法を含む。)	経営と法律② 会社法④ 憲法I(人権)④ 憲法II(総論・統治機構)④ 民法I(総則)④ 民法V(親族)② 民法VI(相続)② 国際安全保障論② 【全学共通科目】 国際関係論I② 国際関係論II② 政治学I② 政治学II② 法学I② 法学II②					4	
D	「社会学、経済学」 (国際経済を含む。)	●社会学概説A組 ●社会学概説B組	2 2	2 2	2	↑		春学期 秋学期	奥井 智之 長谷川啓介
		アジアの企業と経営II② アジアの企業と経営III② アジアのビジネス環境I② アジアのビジネス環境II② 企業経済学② コーポレートガバナンス論④ 社会調査法② 消費者行動論② 組織認識論② 中小企業論② ベンチャービジネス論② 流通論④		公民6					
E	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	●哲学概説A組 ●哲学概説B組 ●倫理学概説A組 ●倫理学概説B組 ●宗教学概説A組 ●宗教学概説B組	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	4	↑		春学期 秋学期 春学期 秋学期 春学期 秋学期	吉田 杉子 吉田 杉子 山本 剛史 山本 剛史 高橋 秀慧 高橋 秀慧
		組織心理学②							
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		社会科教育法I 社会科教育法II 社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II	2 2 3 3	2 2 2 2	社会8 公民4	8	4	春学期 秋学期 春学期 秋学期	橋本 康弘 橋本 康弘 金子 幹夫 金子 幹夫

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「組織心理学」は社会の免許状必要単位には加算されない。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- 太字の科目は、「教職課程(他学部開放科目等)」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（経営学部経営学科） —令和7年度入学生—
【高等学校（商業）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	開講期	担当者			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項									
F	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	商業の関係科目	●商業概説Ⅰ	3	2	2	20 単位 以上	春学期	三輪	全
			●商業概説Ⅱ	3	2	2		秋学期	三輪	全
			簿記原理	1	4	4				
			流通・マーケティング	1	2	2				
			会计学	1	2	2				
			経営学	1	2	2				
			グローバル経営論② 経営財務論② 経営戦略論② 財務会計論④ マネジリアル・マーケティング論④			2				
			ITとビジネス② 管理会計論④ 技術マネジメント論② 経営組織論② 原価計算論④ 工業簿記② 広告論② サービス・マーケティング論② 財務会計特講② 財務分析論② 産業と技術② 上級簿記② ソーシャル・マーケティング論② ビジネスコミュニケーションⅠ② ビジネスコミュニケーションⅡ② マーケティング・コミュニケーション論②							
G	職業指導		●職業指導Ⅰ	4	2	2	春学期	小湊	真衣	
			●職業指導Ⅱ	4	2	2	秋学期	小湊	真衣	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		商業科教育法Ⅰ	3	2	2	4	春学期	三輪	全
		商業科教育法Ⅱ	3	2	2	秋学期		三輪	全	

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 太字の科目は、「教職課程（他学部開放科目等）」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（経済学部） —令和7年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
A	日本史・外国史	●日本史概説A組 ●日本史概説B組	2 2	2 2	2	↑		春学期 秋学期	今津 敏晃 今津 敏晃
		●外国史概説A組 ●外国史概説B組	2 2	2 2				2	春学期 秋学期
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組 ●地理学概説B組	2 2	2 2	2			春学期 秋学期	狩野 真規 狩野 真規
		●地誌学概説A組 ●地誌学概説B組	2 2	2 2				2	春学期 秋学期
C	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	●法学概論(教職) ●政治学概論(教職) 憲法	1 1 2	2 2 4	6		↑	秋学期 秋学期 通年	奥山亜喜子 菅谷 幸治 吉村 典久
		企業法④ 経済法④ 商法④ 民法④							
D	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	●社会学概説A組 ●社会学概説B組	2 2	2 2	2	20単位以上		春学期 秋学期	奥井 智之 長谷川啓介
		金融論I② 金融論II② 経済政策論I② 経済政策論II② 公共経済学I② 公共経済学II② 日本経済論I② 日本経済論II② 入門経済学② マクロ経済学I② マクロ経済学II② マクロ経済学III② ミクロ経済学I② ミクロ経済学II② ミクロ経済学III②						社会 2 公民 10	
E	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	●哲学概説A組 ●哲学概説B組 ●倫理学概説A組 ●倫理学概説B組 ●宗教学概説A組 ●宗教学概説B組	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2			春学期 秋学期 春学期 秋学期 春学期 秋学期	吉田 杉子 吉田 杉子 山本 剛史 山本 剛史 高橋 秀慧 高橋 秀慧
		経済思想論②							
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		社会科教育法I 社会科教育法II 社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II	2 2 3 3	2 2 2 2	社会 8 公民 4	8	4	春学期 秋学期 春学期 秋学期	橋本 康弘 橋本 康弘 金子 幹夫 金子 幹夫

- * ●丸印の科目は一般的内容を含まない科目である。
- * 「政治学概論」及び「法学概論」は教職クラスを履修すること。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 太字の科目は、経済学科の「フリーゾーン」科目として履修単位規制に含まれる。
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（法学部） —令和7年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項															
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	今津 敏晃							
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃							
		●外国史概説A組	2	2	2			春学期	青山(治)・八谷							
		●外国史概説B組	2	2				秋学期	八谷・青山(治)							
政治外交史④ 西洋法制史④ 日本法制史④																
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2			↑	20単位以上	春学期	狩野 真規					
		●地理学概説B組	2	2						秋学期	狩野 真規					
		●地誌学概説A組	2	2	2					春学期	山田 徹					
		●地誌学概説B組	2	2						秋学期	山田 徹					
C	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学原論	2	4	8					↑	20単位以上	春学期	藤岡 大助			
		憲法Ⅱ(総論・統治機構)	1	4												
		会社法④ 行政法Ⅰ(行政作用法)④ 刑法Ⅰ(総論)④ 刑法Ⅱ(各論)④ 憲法Ⅰ(人権)④ 国際政治学④ 商法総則・商行為法④ 手形・小切手法④ 民法Ⅰ(総則)④ 民法Ⅱ(物権)④ 民法Ⅲ(債権総論)④ 民法Ⅳ(債権各論)④ 民法Ⅴ(親族)② 民法Ⅵ(相続)②				公民 8										
		安全保障論④ 外国法④ 行政学④ 行政法Ⅱ(行政救済法)④ 経済法Ⅰ② 経済法Ⅱ② 刑事訴訟法④ 刑事政策④ 環境法② 国際法④ 国際刑事法④ 国際私法④ 国際租税法② 社会保障法④ 情報法② 消費者法④ 消費税法② 租税法④ 所得税法② 地方自治法④ 知的財産法Ⅰ② 知的財産法Ⅱ② 都市法② 破産法④ 法人税法② 民事執行・保全法④ 民事訴訟法④ 労働法④														
		D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組	2		2					2	↑	20単位以上	春学期	奥井 智之
				●社会学概説B組	2		2								秋学期	長谷川啓介
				●経済原論	2		4									
		財政学④														
		E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組	2		2	2	↑			20単位以上			春学期	吉田 杉子
				●哲学概説B組	2		2								秋学期	吉田 杉子
●倫理学概説A組	2			2	春学期		山本 剛史									
●倫理学概説B組	2			2	秋学期		山本 剛史									
●宗教学概説A組	2			2	春学期	高橋 秀慧										
●宗教学概説B組	2			2	秋学期	高橋 秀慧										
政治思想史④ 法哲学④																
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法Ⅰ	2	2	社会 8	↑	20単位以上	春学期		橋本 康弘						
		社会科教育法Ⅱ	2	2				秋学期		橋本 康弘						
		社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	公民 4			春学期		金子 幹夫						
		社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	金子 幹夫							

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 履修した科目は全て卒業要件に算入され、履修単位規制の対象となる。
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） —令和7年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

		施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者	
科目区分		科目区分	各科目に含めることが必要な事項									
A	日本史・外国史	●日本史概説A組		2	2	2	20 単位 以上	↑		春学期	今津 敏晃	
		●日本史概説B組		2	2					秋学期	今津 敏晃	
		●外国史概説A組		2	2	2				春学期	青山(治)・八谷	
		●外国史概説B組		2	2					秋学期	八谷・青山(治)	
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組		2	2	2	20 単位 以上	↑		春学期	狩野 真規	
		●地理学概説B組		2	2					秋学期	狩野 真規	
		●地誌学概説A組		2	2	2				春学期	山田 徹	
		●地誌学概説B組		2	2					秋学期	山田 徹	
C	「法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学概論		1	2	2	20 単位 以上	↑		春学期	川中 豪	
		●法学概論		1	2					春学期	秋月 弘子	
		暮らしのなかの憲法		1	2	2	20 単位 以上	↑		秋学期	奥山亜喜子	
		アメリカ・アジア国際関係論② 国際機構と法② 国際人権法② 国際安全保障論② 国際政治入門② 国際法入門② 国際NGO論② 比較政治論② 紛争解決と国際法②				公民 4						
D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組		2	2	2	20 単位 以上	↑		春学期	奥井 智之	
		●社会学概説B組		2	2					秋学期	長谷川啓介	
		●経済学概論		1	2	2	20 単位 以上	↑		秋学期	伊藤 公二	
		●社会学概論		1	2					秋学期	長谷川啓介	
		アジア経済論② 欧米経済論② 開発と社会② 開発経済学② 環境と開発② グローバル・イノベーション論② 国際経済学② 国際経済入門② 国際協力入門② 国際金融論② 国際通商論② 社会開発論② 農業農村開発論② 日本経済と世界②				社会 2 公民 6						
E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組		2	2	4	20 単位 以上	↓		春学期	吉田 杉子	
		●哲学概説B組		2	2					秋学期	吉田 杉子	
		●倫理学概説A組		2	2					4	春学期	山本 剛史
		●倫理学概説B組		2	2						秋学期	山本 剛史
		●宗教学概説A組		2	2					4	春学期	高橋 秀慧
		●宗教学概説B組		2	2						秋学期	高橋 秀慧
		社会科教育法Ⅰ		2	2	社会 8 公民 4	8	4	↓		春学期	橋本 康弘
		社会科教育法Ⅱ		2	2						秋学期	橋本 康弘
		社会科・公民科教育法Ⅰ		3	2						春学期	金子 幹夫
		社会科・公民科教育法Ⅱ		3	2						秋学期	金子 幹夫

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に設置されている科目を受講(他学科受講)することにより、免許状を取得できる。

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） —令和7年度入学生—
【中学校・高等学校（英語）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学	高校	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
H	英語学	●音声学 A 組	2	2	2	↑	↑	春学期	森 晴代
		●音声学 B 組	2	2				秋学期	森 晴代
		●英語学 A 組	2	2	2			春学期	綾野 誠紀
		●英語学 B 組	2	2				秋学期	綾野 誠紀
		国際英語 I ① 国際英語 II ① 【多文化】 ことばと社会総論② 社会言語学② 【全学共通科目】 実用英語 I ① 実用英語 II ① 実用英語 III ① 実用英語 IV ①							
I	英語文学	●英語文学 I	2	2	2			春学期	池田 明子
		●英語文学 II	2	2	2			秋学期	佐野 陽子
J	英語コミュニケーション	●英語コミュニケーションⅦP組【全学】	1	1	1	20 単位 以上	20 単位 以上		
		●英語コミュニケーションⅧP組【全学】	1	1	1				
		●English for International Studies I	1	2	2				
		●English for International Studies II	2	2	2				
		●Advanced Presentation of Global Studies	3	2	2				
		Presentation of Global Studies I ② Presentation of Global Studies II ② Academic Writing I ① Academic Writing II ① Academic Reading I ① Academic Reading II ① 【多文化】 Essentials for English Presentations ② Introduction to Academic Research ② 通訳実践論② 【全学共通科目】 放送英語 I ① 放送英語 II ① Internet English I ① Internet English II ①							
K	異文化理解	●Socio-Cultural Studies I	3	2	2				
		●Socio-Cultural Studies II	3	2	2				
		アメリカの政治と外交② 比較文化論② International Development② Global Governance② Global Issues I ② Global Issues II ②							
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語科教育法 I	2	2	中学	8	4	春学期	小張 順弘
英語科教育法 II		2	2	8	秋学期			小張 順弘	
英語科教育法 III		3	2	高校	春学期			綾野 誠紀	
英語科教育法 IV		3	2	4	秋学期			綾野 誠紀	

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位（合計 20 単位）以上と「各教科の指導法」8 単位が必修
- * 高等学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位（合計 20 単位）以上と「各教科の指導法」4 単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。
- * 「英語コミュニケーションⅦ・Ⅷ」については、教職クラス（P組）を履修すること。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に開設されている科目を受講（他学科受講）することにより、免許状を取得できる。

2-14 教科及び教科の指導法に関する科目（令和6年度入学生）

教科及び教科の指導法に関する科目（経営学部経営学科） —令和6年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑		春学期	今津 敏晃
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃
●外国史概説A組		2	2	2	春学期			青山(治)・八谷	
●外国史概説B組		2	2		秋学期			八谷・青山(治)	
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2	↑		春学期	狩野 真規
		●地理学概説B組	2	2				秋学期	狩野 真規
		●地誌学概説A組	2	2	2			春学期	山田 徹
		●地誌学概説B組	2	2				秋学期	山田 徹
C	「法学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学概論(教職)	1	2	2	↑		秋学期	菅谷 幸浩
		●法学概論(教職)	1	2				秋学期	奥山亜喜子
		暮らしのなかの憲法	1	2	2			秋学期	奥山亜喜子
		経営と法律② 会社法④ 憲法I(人権)④ 憲法II(総論・統治機構)④ 民法I(総則)④ 民法V(親族・相続)④ 国際安全保障論② 【全学共通科目】 国際関係論I② 国際関係論II② 政治学I② 政治学II② 法学I② 法学II②			4				
D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組	2	2	2	↑		春学期	奥井 智之
		●社会学概説B組	2	2				秋学期	長谷川啓介
		アジアの企業と経営II② アジアの企業と経営III② アジアのビジネス環境I② アジアのビジネス環境II② 企業経済学② コーポレートガバナンス論④ 社会調査法② 消費者行動論② 組織認識論② 中小企業論②ベンチャービジネス論② 流通論④			公民 6				
		●哲学概説A組	2	2	2			↓	
●哲学概説B組	2	2	秋学期	吉田 杉子					
●倫理学概説A組	2	2	2	春学期	山本 剛史				
●倫理学概説B組	2	2		秋学期	山本 剛史				
E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●宗教学概説A組	2	2	2	↓		春学期	高橋 秀慧
		●宗教学概説B組	2	2				秋学期	高橋 秀慧
		組織心理学②			社会 2 公民 4				
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法 I	3	2			社会 8 公民 4	8
社会科教育法 II	3	2	秋学期	橋本 康弘					
社会科・公民科教育法 I	3	2	2	春学期	金子 幹夫				
社会科・公民科教育法 II	3	2		秋学期	金子 幹夫				

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「組織心理学」は社会の免許状必要単位には加算されない。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、「自由選択」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（経営学部経営学科） —令和6年度入学生—
【高等学校（商業）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	開講期	担当者			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項									
F	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	商業の関係科目	●商業概説Ⅰ	3	2	2	春学期	三輪	全	
			●商業概説Ⅱ	3	2	2				秋学期
			簿記原理	1	4	4	20 単位 以上			
			流通・マーケティング	1	2	2				
			会计学	1	2	2				
			経営学	1	2	2				
			グローバル経営論② 経営財務論②			2				
			経営戦略論② 財務会計論④							
			マネジリアル・マーケティング論④							
			ITとビジネス② 管理会計論④ 技術マネジメント論②			4				
経営組織論② 経営システム論④ 原価計算論④										
工業簿記② サービス・マーケティング論②										
財務会計特講② 財務分析論② 産業と技術②										
上級簿記② ソーシャル・マーケティング論②										
ビジネスコミュニケーションⅠ② ビジネスコミュニケーションⅡ②										
マーケティング・コミュニケーション論②										
●職業指導Ⅰ	4	2	2	春学期	小湊		真衣			
●職業指導Ⅱ	4	2	2	秋学期	小湊		真衣			
G	職業指導	●職業指導Ⅰ	4	2	2		春学期	小湊	真衣	
		●職業指導Ⅱ	4	2	2	秋学期	小湊	真衣		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	商業科教育法Ⅰ	3	2	2	春学期	三輪	全		
		商業科教育法Ⅱ	3	2	2	秋学期	三輪	全		

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 太字の科目は、「自由選択」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教職課程

教科及び教科の指導法に関する科目（経済学部） —令和6年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
A	日本史・外国史	●日本史概説A組 ●日本史概説B組	2 2	2 2	2	↑		春学期	今津 敏晃
		●外国史概説A組 ●外国史概説B組	2 2	2 2				2	春学期
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組 ●地理学概説B組	2 2	2 2	2	↑		春学期	狩野 真規
		●地誌学概説A組 ●地誌学概説B組	2 2	2 2				2	秋学期
		●社会学概説A組 ●社会学概説B組	2 2	2 2	2			春学期	山田 徹
		●地誌学概説A組 ●地誌学概説B組	2 2	2 2				2	秋学期
C	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	●法学概論(教職) ●政治学概論(教職) 憲法	1 1 2	2 2 4	6	↑		秋学期	奥山亜喜子
		企業法④ 経済法④ 商法④ 民法④						4	秋学期
D	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	●社会学概説A組 ●社会学概説B組	2 2	2 2	2	↑		春学期	奥井 智之
		金融論I② 金融論II② 経済政策論I② 経済政策論II② 公共経済学I② 公共経済学II② 日本経済論I② 日本経済論II② 入門経済学② マクロ経済学I② マクロ経済学II② マクロ経済学III② ミクロ経済学I② ミクロ経済学II② ミクロ経済学III②						10	秋学期
E	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	●哲学概説A組 ●哲学概説B組 ●倫理学概説A組 ●倫理学概説B組 ●宗教学概説A組 ●宗教学概説B組	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2	↑		春学期	吉田 杉子
		経済思想論②							秋学期
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		社会科教育法I 社会科教育法II 社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II	3 3 3 3	2 2 2 2	社会 8 公民 4	8	4	春学期	橋本 康弘
								秋学期	橋本 康弘 金子 幹夫 金子 幹夫

- * ●丸印の科目は一般的内容を含まない科目である。
- * 「政治学概論」及び「法学概論」は教職クラスを履修すること。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 太字の科目は、経済学科の「フリーゾーン」科目として履修単位規制に含まれる。
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（法学部） —令和6年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項												
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	今津 敏晃				
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃				
		●外国史概説A組	2	2	2			春学期	青山(治)・八谷				
		●外国史概説B組	2	2				秋学期	八谷・青山(治)				
政治外交史④ 西洋法制史④ 日本法制史④													
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	狩野 真規				
		●地理学概説B組	2	2				秋学期	狩野 真規				
		●地誌学概説A組	2	2	2			春学期	山田 徹				
		●地誌学概説B組	2	2				秋学期	山田 徹				
C	「法学学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学原論	2	4	8	↑	20単位以上	春学期	藤岡 大助				
		憲法Ⅱ(総論・統治機構)	1	4									
		会社法④ 行政法Ⅰ(行政作用法)④ 刑法Ⅰ(総論)④ 刑法Ⅱ(各論)④ 憲法Ⅰ(人権)④ 国際政治学④ 商法総則・商行為法④ 手形・小切手法④ 民法Ⅰ(総則)④ 民法Ⅱ(物権)④ 民法Ⅲ(債権総論)④ 民法Ⅳ(債権各論)④ 民法Ⅴ(親族・相続)④						公民 8					
		安全保障論④ 外国法④ 行政学④ 行政法Ⅱ(行政救済法)④ 経済法④ 刑事訴訟法④ 刑事政策④ 環境法② 国際法④ 国際刑事法④ 国際私法④ 国際租税法② 社会保障法④ 情報法② 消費者法④ 消費税法② 租税法④ 所得税法② 地方自治法④ 知的財産法④ 都市法② 破産法④ 法人税法② 民事執行・保全法④ 民事訴訟法④ 労働法④											
		D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組	2			2	2	↑	20単位以上	春学期	奥井 智之
				●社会学概説B組	2			2				秋学期	長谷川啓介
				●経済原論	2			4					
		財政学④											
		E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組	2			2	2	↑	20単位以上	春学期	吉田 杉子
				●哲学概説B組	2			2				秋学期	吉田 杉子
				●倫理学概説A組	2			2	2			春学期	山本 剛史
				●倫理学概説B組	2			2				秋学期	山本 剛史
				●宗教学概説A組	2			2	2			春学期	高橋 秀慧
				●宗教学概説B組	2			2				秋学期	高橋 秀慧
				政治思想史④ 法哲学④									
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法Ⅰ	3	2	社会 8	8	4	春学期	橋本 康弘				
		社会科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	橋本 康弘				
		社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	公民 4			春学期	金子 幹夫				
		社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	金子 幹夫				

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 履修した科目は全て卒業要件に算入され、履修単位規制の対象となる。
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） —令和6年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項												
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑		春学期	今津 敏晃				
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃				
		●外国史概説A組	2	2	2			春学期	青山(治)・八谷				
		●外国史概説B組	2	2				秋学期	八谷・青山(治)				
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2	↑		春学期	狩野 真規				
		●地理学概説B組	2	2				秋学期	狩野 真規				
		●地誌学概説A組	2	2	2			春学期	山田 徹				
		●地誌学概説B組	2	2				秋学期	山田 徹				
C 教科及び教科に関する指導法に 関する専門的 事項	「法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学概論	1	2	2	↑		春学期	川中 豪				
		●法学概論	1	2				春学期	秋月 弘子				
		暮らしのなかの憲法	1	2	2			秋学期	奥山亜喜子				
		アメリカ・アジア国際関係論②						公民 4					
		国際機構と法② 国際人権法②											
		国際安全保障論② 国際政治入門②											
		国際法入門② 国際NGO論②											
		比較政治論② 紛争解決と国際法②											
		●社会学概説A組	2	2	2				春学期	奥井 智之			
		●社会学概説B組	2	2				秋学期	長谷川啓介				
●経済学概論	1	2	秋学期	伊藤 公二									
●社会学概論	1	2	秋学期	長谷川啓介									
D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	アジア経済論② 欧米経済論②			社会 2 公民 6	↑							
		開発と社会② 開発経済学②											
		環境と開発②											
		グローバル・イノベーション論②											
		国際経済学② 国際経済入門②											
		国際協力入門② 国際金融論②											
		国際通商論② 社会開発論②											
		農業農村開発論② 日本経済と世界②											
		E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組	2			2	4	↑		春学期	吉田 杉子
				●哲学概説B組	2			2				秋学期	吉田 杉子
●倫理学概説A組	2			2	春学期	山本 剛史							
●倫理学概説B組	2			2	秋学期	山本 剛史							
●宗教学概説A組	2			2	春学期	高橋 秀慧							
●宗教学概説B組	2			2	秋学期	高橋 秀慧							
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法Ⅰ	3	2	社会 8 公民 4	8	4	春学期	橋本 康弘				
		社会科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	橋本 康弘				
		社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	4			春学期	金子 幹夫				
		社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	金子 幹夫				

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に設置されている科目を受講(他学科受講)することにより、免許状を取得できる。

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） —令和6年度入学生—
【中学校・高等学校（英語）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学	高校	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
H	英語学	●音声学 A 組	2	2	2	↑	↑	春学期	森 晴代
		●音声学 B 組	2	2				秋学期	森 晴代
		●英語学 A 組	2	2	2			春学期	綾野 誠紀
		●英語学 B 組	2	2				秋学期	綾野 誠紀
		国際英語 I ① 国際英語 II ① 【多文化】 ことばと社会総論② 社会言語学② 【全学共通科目】 実用英語 I ① 実用英語 II ① 実用英語 III ① 実用英語 IV ①							
I	英語文学	●英語文学 I	2	2	2			春学期	池田 明子
		●英語文学 II	2	2	2			秋学期	佐野 陽子
J	英語コミュニケーション	●英語コミュニケーションⅦP組【全学】	1	1	1	20 単位 以上	20 単位 以上		
		●英語コミュニケーションⅧP組【全学】	1	1	1				
		●English for International Studies I	1	2	2				
		●English for International Studies II	2	2	2				
		●Advanced Presentation of Global Studies	3	2	2				
		Presentation of Global Studies I ② Presentation of Global Studies II ② Academic Writing I ① Academic Writing II ① Academic Reading I ① Academic Reading II ① 【多文化】 Essentials for English Presentations ② Introduction to Academic Research ② 通訳実践論② 【全学共通科目】 放送英語 I ① 放送英語 II ① Internet English I ① Internet English II ①							
K	異文化理解	●Socio-Cultural Studies I	3	2	2				
		●Socio-Cultural Studies II	3	2	2				
		アメリカの政治と外交② 比較文化論② International Development② Global Governance② Global Issues I ② Global Issues II ②							
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育法 I	3	2	中学 8	8	4	春学期	小張 順弘
		英語科教育法 II	3	2	高校 4			秋学期	小張 順弘
		英語科教育法 III	3	2				春学期	綾野 誠紀
		英語科教育法 IV	3	2				秋学期	綾野 誠紀

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。
- * 「英語コミュニケーションⅦ・Ⅷ」については、教職クラス(P組)を履修すること。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に開設されている科目を受講(他学科受講)することにより、免許状を取得できる。

2-15 教科及び教科の指導法に関する科目（令和5年度入学生）

教科及び教科の指導法に関する科目（経営学部経営学科） —令和5年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項									
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑		春学期	今津 敏晃	
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃	
●外国史概説A組		2	2	2	春学期			青山(治)・八谷		
●外国史概説B組		2	2		秋学期			八谷・青山(治)		
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2	↑		春学期	狩野 真規	
		●地理学概説B組	2	2				秋学期	狩野 真規	
		●地誌学概説A組	2	2	2			春学期	山田 徹	
		●地誌学概説B組	2	2				秋学期	山田 徹	
C	「法学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学概論(教職)	1	2	2	↑		秋学期	菅谷 幸浩	
		●法学概論(教職)	1	2				秋学期	奥山亜喜子	
		暮らしのなかの憲法	1	2	2			秋学期	奥山亜喜子	
		経営と法律② 会社法④ 憲法I(人権)④ 憲法II(総論・統治機構)④ 民法I(総則)④ 民法V(親族・相続)④ 国際安全保障論② 【全学共通科目】 国際関係論I② 国際関係論II② 政治学I② 政治学II② 法学I② 法学II②			4					
D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組	2	2	2	↑		春学期	奥井 智之	
		●社会学概説B組	2	2				秋学期	長谷川啓介	
		アジアの企業と経営II② アジアの企業と経営III② アジアのビジネス環境I② アジアのビジネス環境II② 企業経済学② コーポレートガバナンス論④ 社会調査法② 消費者行動論② 組織認識論② 中小企業論②ベンチャービジネス論② 流通論④			公民6					
		●哲学概説A組	2	2	2			↓		春学期
●哲学概説B組	2	2	秋学期	吉田 杉子						
●倫理学概説A組	2	2	2	春学期	山本 剛史					
●倫理学概説B組	2	2		秋学期	山本 剛史					
E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●宗教学概説A組	2	2	2	↓		春学期	高橋 秀慧	
		●宗教学概説B組	2	2				秋学期	高橋 秀慧	
		組織心理学②			社会2 公民4					
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法I 社会科教育法II 社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II	3 3 3 3	2 2 2 2			社会8 公民4	8	4

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「組織心理学」は社会の免許状必要単位には加算されない。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、「自由選択」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（経営学部経営学科） —令和5年度入学生—
【高等学校（商業）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	開講期	担当者			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項									
F	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	商業の関係科目	●商業概説Ⅰ	3	2	2	↑	春学期	三輪	全
			●商業概説Ⅱ	3	2	2		秋学期	三輪	全
			簿記原理	1	4	4	20 単位 以上			
			流通・マーケティング	1	2	2				
			会计学	1	2	2				
			経営学	1	2	2				
			グローバル経営論② 経営財務論②			2				
			経営戦略論② 財務会計論④							
			マネジリアル・マーケティング論④							
			ITとビジネス② 管理会計論④ 技術マネジメント論②							
			経営組織論② 経営システム論④ 原価計算論④							
			工業簿記② サービス・マーケティング論②							
			財務会計特講② 財務分析論② 産業と技術②							
			上級簿記② ソーシャル・マーケティング論②							
			ビジネスコミュニケーションⅠ② ビジネスコミュニケーションⅡ②							
			マーケティング・コミュニケーション論②							
G	職業指導	●職業指導Ⅰ	4	2	2	春学期	小湊	真衣		
		●職業指導Ⅱ	4	2	2	秋学期	小湊	真衣		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	商業科教育法Ⅰ	3	2	2	4	春学期	三輪	全	
		商業科教育法Ⅱ	3	2	2		秋学期	三輪	全	

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 太字の科目は、「自由選択」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（経済学部） —令和5年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項											
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	今津 敏晃			
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃			
		●外国史概説A組	2	2	春学期			青山(治)・八谷				
		●外国史概説B組	2	2	秋学期			八谷・青山(治)				
アジア経済史④ 欧米経済史④ 経済学史④ 経済史概論Ⅰ② 経済史概論Ⅱ② 日本経済史④												
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	狩野 真規			
		●地理学概説B組	2	2				秋学期	狩野 真規			
		●地誌学概説A組	2	2	春学期			山田 徹				
		●地誌学概説B組	2	2	秋学期			山田 徹				
C	「法学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	●法学概論(教職)	1	2	2	↑	20単位以上	秋学期	奥山亜喜子			
		●政治学概論(教職)	1	2				秋学期	菅谷 幸浩			
		憲法	2	4	4			通年	吉村 典久			
		企業法④ 経済法④ 商法④ 民法④										
D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	奥井 智之			
		●社会学概説B組	2	2				秋学期	長谷川啓介			
		金融論④ 経済政策論④ 公共経済学④ 日本経済論④ 入門経済学② マクロ経済学Ⅰ② マクロ経済学Ⅱ② マクロ経済学Ⅲ② ミクロ経済学Ⅰ② ミクロ経済学Ⅱ② ミクロ経済学Ⅲ②						社会 2 公民 10				
		アジア経済論Ⅰ② アジア経済論Ⅱ② 英語で学ぶアジア経済② 英語で学ぶ経済学② 英語で学ぶ世界経済Ⅰ② 英語で学ぶ日本経済② 開発経済学④ 各国経済論(アジア)② 各国経済論(欧米)② 環境経済学④ 金融政策④ 経済成長論④ 経済統計分析Ⅰ② 経済統計分析Ⅱ② 経済統計論④ 現代マクロ経済学Ⅰ② 現代マクロ経済学Ⅱ② 現代ミクロ経済学Ⅰ② 現代ミクロ経済学Ⅱ② 国際経済学④ 財政学④ 財政政策④ 産業組織論④ 社会保障論④ 租税論Ⅰ② 租税論Ⅱ② 都市経済学④ 日本経済の現状と展望② 日本産業論④ ファイナンス④ マクロ経済学特論④ ミクロ経済学特論④ 労働経済学④										
E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	吉田 杉子			
		●哲学概説B組	2	2				秋学期	吉田 杉子			
		●倫理学概説A組	2	2	春学期			山本 剛史				
		●倫理学概説B組	2	2	秋学期			山本 剛史				
		●宗教学概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	高橋 秀慧			
		●宗教学概説B組	2	2				秋学期	高橋 秀慧			
経済思想論②												
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		社会科教育法Ⅰ	3	2	社会 8 公民 4			8	4	春学期	橋本 康弘	
		社会科教育法Ⅱ	3	2		秋学期	橋本 康弘					
		社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2		春学期	金子 幹夫					
		社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2		秋学期	金子 幹夫					

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「政治学概論」及び「法学概論」は教職クラスを履修すること。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 太字の科目は、経済学科の「フリーゾーン」の科目として履修単位規制に含まれる。
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（法学部） —令和5年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項														
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑	20単位以上	春学期	今津 敏晃						
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃						
		●外国史概説A組	2	2	2			春学期	青山(治)・八谷						
		●外国史概説B組	2	2				秋学期	八谷・青山(治)						
政治外交史④ 西洋法制史④ 日本法制史④															
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2			↑	20単位以上	春学期	狩野 真規				
		●地理学概説B組	2	2						秋学期	狩野 真規				
		●地誌学概説A組	2	2	2					春学期	山田 徹				
		●地誌学概説B組	2	2						秋学期	山田 徹				
C	「法学 (国際法を含む)、 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学原論	2	4	8					↑	20単位以上	春学期	藤岡 大助		
		憲法Ⅱ(総論・統治機構)	1	4											
		会社法④ 行政法Ⅰ(行政作用法)④ 刑法Ⅰ(総論)④ 刑法Ⅱ(各論)④ 憲法Ⅰ(人権)④ 国際政治学④ 商法総則・商行為法④ 手形・小切手法④ 民法Ⅰ(総則)④ 民法Ⅱ(物権)④ 民法Ⅲ(債権総論)④ 民法Ⅳ(債権各論)④ 民法Ⅴ(親族・相続)④				公民 8									
		安全保障論④ 外国法④ 行政学④ 行政法Ⅱ(行政救済法)④ 経済法④ 刑事訴訟法④ 刑事政策④ 国際法④ 国際刑事法④ 国際私法④ 国際租税法② 社会保障法④ 情報法② 消費者法④ 消費税法② 租税法④ 所得税法② 地方自治法④ 知的財産法④ 都市法② 破産法④ 法人税法② 保険・海商法④ 民事執行・保全法④ 民事訴訟法④ 労働法④ ローマ法④													
		D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	●社会学概説A組	2	2	2					↑	20単位以上	春学期	奥井 智之
				●社会学概説B組	2	2								秋学期	長谷川啓介
				●経済原論	2	4									
				財政学④											
		E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組	2	2	2	↑	20単位以上					春学期	吉田 杉子
				●哲学概説B組	2	2								秋学期	吉田 杉子
●倫理学概説A組	2			2	春学期	山本 剛史									
●倫理学概説B組	2			2	秋学期	山本 剛史									
●宗教学概説A組	2			2	春学期	高橋 秀慧									
●宗教学概説B組	2			2	秋学期	高橋 秀慧									
政治思想史④ 法哲学④															
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法Ⅰ	3	2	社会 8	↑	20単位以上			春学期	橋本 康弘				
		社会科教育法Ⅱ	3	2						秋学期	橋本 康弘				
		社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	公民 4					春学期	金子 幹夫				
		社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	金子 幹夫						

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 履修した科目は全て卒業要件に算入され、履修単位規制の対象となる。
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） —令和5年度入学生—
【中学校（社会）・高等学校（公民）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学社会	高校公民	開講期	担当者		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項										
A	日本史・外国史	●日本史概説A組	2	2	2	↑		春学期	今津 敏晃		
		●日本史概説B組	2	2				秋学期	今津 敏晃		
		●外国史概説A組	2	2	2			春学期	青山(治)・八谷		
		●外国史概説B組	2	2				秋学期	八谷・青山(治)		
B	地理学 (地誌を含む。)	●地理学概説A組	2	2	2	↑		春学期	狩野 真規		
		●地理学概説B組	2	2				秋学期	狩野 真規		
		●地誌学概説A組	2	2	2			春学期	山田 徹		
		●地誌学概説B組	2	2				秋学期	山田 徹		
C 教科及び教科に関する指導法的事項	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	●政治学概論	1	2	2	↑		春学期	川中 豪		
		●法学概論	1	2				春学期	秋月 弘子		
		暮らしのなかの憲法	1	2	2			秋学期	奥山亜喜子		
		アメリカ・アジア国際関係論②						公民 4			
		国際機構と法② 国際人権法②									
		国際安全保障論② 国際政治入門②									
		国際法入門② 国際NGO論②									
		比較政治論② 紛争解決と国際法②									
		●社会学概説A組	2	2	2				↑		春学期
		●社会学概説B組	2	2				秋学期			長谷川啓介
●経済学概論	1	2	秋学期	伊藤 公二							
●社会学概論	1	2	秋学期	長谷川啓介							
D	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	アジア経済論② 欧米経済論②			社会 2 公民 6	↑					
		開発と社会② 開発経済学②									
		環境と開発②									
		グローバル・イノベーション論②									
		国際経済学② 国際経済入門②									
		国際協力入門② 国際金融論②									
		国際通商論② 社会開発論②									
		農業農村開発論② 日本経済と世界②									
E	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	●哲学概説A組	2	2	4	↑		春学期	吉田 杉子		
		●哲学概説B組	2	2				秋学期	吉田 杉子		
		●倫理学概説A組	2	2				春学期	山本 剛史		
		●倫理学概説B組	2	2				秋学期	山本 剛史		
		●宗教学概説A組	2	2				春学期	高橋 秀慧		
		●宗教学概説B組	2	2				秋学期	高橋 秀慧		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科教育法Ⅰ	3	2	社会 8 公民 4	8	4	春学期	橋本 康弘		
		社会科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	橋本 康弘		
		社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2				春学期	金子 幹夫		
		社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2				秋学期	金子 幹夫		

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校社会の免許状取得要件は、A～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校公民の免許状取得要件は、C～E各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に設置されている科目を受講(他学科受講)することにより、免許状を取得できる。

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） 一令和5年度入学生一
【中学校・高等学校（英語）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学	高校	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
H	英語学	●音声学 A 組	2	2	2	↑	↑	春学期	森 晴代
		●音声学 B 組	2	2				秋学期	森 晴代
		●英語学 A 組	2	2	2			春学期	綾野 誠紀
		●英語学 B 組	2	2				秋学期	綾野 誠紀
		国際英語 I ① 国際英語 II ① 【多文化】 ことばと社会総論② 社会言語学② 【全学共通科目】 実用英語 I ① 実用英語 II ① 実用英語 III ① 実用英語 IV ①							
I	英語文学	●英語文学 I	2	2	2			春学期	池田 明子
		●英語文学 II	2	2	2			秋学期	佐野 陽子
J	英語コミュニケーション	●英語コミュニケーションⅦP組【全学】	1	1	1	20 単位 以上	20 単位 以上		
		●英語コミュニケーションⅧP組【全学】	1	1	1				
		●English for International Studies I	1	2	2				
		●English for International Studies II	2	2	2				
		●Advanced Presentation of Global Studies	3	2	2				
		Presentation of Global Studies I ② Presentation of Global Studies II ② Academic Writing I ① Academic Writing II ① Academic Reading I ① Academic Reading II ① 【多文化】 Essentials for English Presentations ② Introduction to Academic Research ② 通訳実践論② 【全学共通科目】 放送英語 I ① 放送英語 II ① Internet English I ① Internet English II ①							
K	異文化理解	●Socio-Cultural Studies I	3	2	2				
		●Socio-Cultural Studies II	3	2	2				
		アメリカの政治と外交② 比較文化論② International Development② Global Governance② Global Issues I ② Global Issues II ②							
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育法 I	3	2	中学 8	8	4	春学期	小張 順弘
		英語科教育法 II	3	2	高校 4			秋学期	小張 順弘
		英語科教育法 III	3	2				春学期	綾野 誠紀
		英語科教育法 IV	3	2				秋学期	綾野 誠紀

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位(合計20単位)以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。
- * 「英語コミュニケーションⅦ・Ⅷ」については、教職クラス(P組)を履修すること。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に開設されている科目を受講(他学科受講)することにより、免許状を取得できる。

2-16 教科及び教科の指導法に関する科目（令和3年度入学生）

教科及び教科の指導法に関する科目（国際関係学部） —令和3年度入学生—
【中学校・高等学校（英語）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修単位	中学	高校	開講期	担当者
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
H	英語学	●音声学 A 組	2	2	2	↑	↑	春学期	森 晴代
		●音声学 B 組	2	2				秋学期	森 晴代
		●英語学 A 組	2	2	2	↑	↑	春学期	綾野 誠紀
		●英語学 B 組	2	2				秋学期	綾野 誠紀
		国際英語Ⅰ① 国際英語Ⅱ① 【多文化】 ことばと社会総論② 社会言語学② 【全学共通科目】 実用英語Ⅰ① 実用英語Ⅱ① 実用英語Ⅲ① 実用英語Ⅳ①							
I	英語文学	英語文学Ⅰ	2	2	2			春学期	池田 明子
		英語文学Ⅱ	2	2	2			秋学期	佐野 陽子
J	英語コミュニケーション	●英語コミュニケーションⅦP組【全学】	1	1	1	20 単位以上	20 単位以上		
		●英語コミュニケーションⅧP組【全学】	1	1	1				
		●English for International StudiesⅠ	1	2	2				
		●English for International StudiesⅡ	2	2	2				
		●Advanced Presentation of Global Studies	3	2	2				
		Presentation of Global StudiesⅠ② Presentation of Global StudiesⅡ② Academic WritingⅠ① Academic WritingⅡ① Academic ReadingⅠ① Academic ReadingⅡ① 【多文化】 Essentials for English Presentations② Introduction to Academic Research② 通訳実践総論② 【全学共通科目】 放送英語Ⅰ① 放送英語Ⅱ① Internet EnglishⅠ① Internet EnglishⅡ①							
K	異文化理解	●Socio-Cultural StudiesⅠ	3	2	2				
		●Socio-Cultural StudiesⅡ	3	2	2				
		アメリカの政治と外交② 比較文化論② International Development② Global Governance② Global IssuesⅠ② Global IssuesⅡ②							
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	英語科教育法Ⅰ	3	2	中学	8	4	春学期	小張 順弘
英語科教育法Ⅱ		3	2	8	秋学期			小張 順弘	
英語科教育法Ⅲ		3	2	高校	春学期			綾野 誠紀	
英語科教育法Ⅳ		3	2	4	秋学期			綾野 誠紀	

- * ●丸印の科目は一般的包括的内容を含む科目である。
- * 「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過単位は「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。
- * 中学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位（合計20単位）以上と「各教科の指導法」8単位が必修
- * 高等学校英語の免許状取得要件は、H～K各区分の必修単位（合計20単位）以上と「各教科の指導法」4単位が必修
- * 「各教科の指導法」は、修得免許により必修となっている科目を必ず履修すること。
- * 「各教科の指導法」は、卒業要件に入らない。
- * 太字の科目は、国際関係学科の「フレックス」科目として、履修単位規制に含まれる。
- * 科目名後ろの○数字は単位数を表す。
- * 「英語コミュニケーションⅦ・Ⅷ」については、教職クラス（P組）を履修すること。

【多文化コミュニケーション学科の履修方法について】

- * 国際関係学科に開設されている科目を受講（他学科受講）することにより、免許状を取得できる。

2-17 司書教諭科目（共通）

司書教諭とは、「学校図書館法」により定められた資格であり、主に学校の図書館に配属される専門職である。平成10年学校図書館法の改正にともない、全国の学校に配置することになっている。教員免許状の他に下記の科目の単位を修得すると文部科学省から司書教諭資格が得られる。

本学では、「大学が独自に設定する科目」に学校図書館司書教諭講習科目を設置しているので、司書教諭希望者は教学センターに届出ること。

学校図書館司書教諭講習科目

省令科目	単位	本学必修科目	単位
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2

司書教諭の申請について

司書教諭の資格を証明する「修了証書」は、卒業した夏以降に教学センターが講習実施機関を通して文部科学省に申請手続を行うことになっている。

したがって、手元に届くのは、卒業した翌年の3月頃となる。

司書教諭申請者で、卒業後1年以内に住所変更があった場合、教学センター課程担当に連絡を入れること（卒業時の住所に書類を送付するため）。

2-18 免許法施行規則第66条の6に定める科目(令和8年度以降入学生)

下記の科目は、教育職員免許法施行規則第66条の6により、必修として定められているので、学部ごとに定められた科目の単位を修得すること。

下記の科目は、各学部の履修単位規制に含まれる科目である。履修登録時に注意すること。

経営学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和8年度以降入学生		
日本国憲法	暮らしのなかの憲法【経営学部開設】		2
体育	バスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントン、テニス、ヘルス&フィットネス、ヨガ&ピラティス、ボディコントロール		2
外国語コミュニケーション	Freshman English I、Freshman English II		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	2
	情報機器の操作	情報リテラシー、ITリテラシー入門	

経済学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和8年度以降入学生		
日本国憲法	憲法【経済学部開設】		2
体育	バスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントン、テニス、ヘルス&フィットネス、ヨガ&ピラティス、ボディコントロール		2
外国語コミュニケーション	Freshman English I、Freshman English II		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	2
	情報機器の操作	情報リテラシー	

法学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和8年度以降入学生		
日本国憲法	憲法Ⅱ(総論・統治機構)【法学部開設】		2
体育	バスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントン、テニス、ヘルス&フィットネス、ヨガ&ピラティス、ボディコントロール		2
外国語コミュニケーション	Freshman English I、Freshman English II		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	2
	情報機器の操作	情報リテラシー	

国際関係学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和8年度以降入学生		
日本国憲法	暮らしのなかの憲法【国際関係学部開設】		2
体育	バスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントン、テニス、ヘルス&フィットネス、ヨガ&ピラティス、ボディコントロール		2
外国語コミュニケーション	Freshman English I、Freshman English II		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	2
	情報機器の操作	情報リテラシー	

健康スポーツ科学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和8年度以降入学生		
日本国憲法	暮らしのなかの憲法【健康スポーツ科学部開設】		2
体育	体育実技総合(陸上競技) 体育実技総合(ダンスI)		2
外国語コミュニケーション	Freshman English I、Freshman English II		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	2
	情報機器の操作	情報リテラシー	

※「Freshman English I・II」について、教職履修生のみ再履修可

2-19 免許法施行規則第66条の6に定める科目（令和7年度以前入学生）

下記の科目は、教育職員免許法施行規則第66条の6により、必修として定められているので、学部ごとに定められた科目の単位を修得すること。

下記の科目は、各学部の履修単位規制に含まれる科目である。履修登録時に注意すること。

経営学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和7～4年度以降入学生	令和3年度以前入学生	
日本国憲法	暮らしのなかの憲法【経営学部開設】		2
体育	スポーツ実習		2
外国語コミュニケーション	英語 I		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシー ITリテラシー入門 データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	情報リテラシー ITリテラシー入門	2

経済学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和7～4年度以降入学生	令和3年度以前入学生	
日本国憲法	憲法【経済学部開設】		2
体育	スポーツ実習		2
外国語コミュニケーション	英語 I		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシー データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	情報リテラシー	2

法学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和7～4年度以降入学生	令和3年度以前入学生	
日本国憲法	憲法Ⅱ（総論・統治機構）【法学部開設】		2
体育	スポーツ実習		2
外国語コミュニケーション	英語 I		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシー データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	情報リテラシー	2

国際関係学部

免許法施行規則に定める科目	本 学 科 目		必要単位
	令和7～4年度以降入学生	令和3年度以前入学生	
日本国憲法	暮らしのなかの憲法【国際関係学部開設】		2
体育	スポーツ実習		2
外国語コミュニケーション	英語 I		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシー データサイエンス入門 表計算とデータサイエンス	情報リテラシー	2

※体育（スポーツ実習）は、全学共通科目の体育科目を卒業までに2単位修得すること。

※数理・データ活用及び人工知能に関する科目：「データサイエンス入門」「表計算とデータサイエンス」

2-20 教育職員免許状取得までの流れ

1・2年次

	1年次			2年次		
	学事日程	実施事項	チェックリストNO	学事日程	実施事項	チェックリストNO
4月	履修ガイダンス (新規履修登録書類配布 受講登録)	スタート↓	新規 ①	履修ガイダンス 受講登録 (新規・継続者)	スタート↓	新規 ① 継続 ②
	履修登録期間 (1年分の履修登録)	学部科目履修登録		履修登録期間 (1年分の履修登録)	履修登録	
	春学期始業			春学期始業		
	健康診断 (全員必修)			健康診断 (全員必修)		
	履修訂正期間	新規登録者はこの期 間で教職科目登録		履修訂正期間	新規登録者はこの期 間で教職科目登録	
5月						
6月						
7月						
8月						
9月	受講登録 (新規)	スタート↓	新規 ①	AUAP 帰国者対象 新規・継続履修者 履修ガイダンス・受講登録	スタート↓	新規 ① 継続 ②
	履修変更期間	新規登録者はここ で教職科目登録		履修変更期間	新規登録者はここ で教職科目登録	
	履修訂正期間	履修カルテ提出		履修訂正期間	履修カルテ提出	
10月	秋学期始業			秋学期始業		
				介護等体験希望者アン ケート提出		
11月						
12月						
1月						
2月				2・3年生合同ガイダンス (教育実習内諾等に関する説明)		④
3月				※各都道府県教員採用試験資料請求及びエントリー		

教職課程の開始は1年次又は2年次が原則である。

3年次以降に開始する場合は、教学センター課程担当に相談すること。

3・4年次

	3年次			4年次			
	学事日程	実施事項	チェックリストNO	学事日程	実施事項	チェックリストNO	
4月	履修ガイダンス 受講登録	「介護等体験の意義と実践」履修登録 (介護等体験実習者)	⑤	履修ガイダンス 受講登録	「教職実践演習」 履修登録	⑩	
	教育実習内諾説明会		⑥				
	履修登録期間 (1年分の履修登録)	履修登録		履修登録期間 (1年分の履修登録)	履修登録		
	健康診断 (全員必修)			健康診断 (全員必修)			
	履修訂正期間			履修訂正期間			
	介護等体験申込	介護等体験費納入	③	教育実習費納入 教職実践演習費納入			
	春学期始業			春学期始業			
	「介護等体験の意義と実践」第1回授業	介護等体験 (日程調整)	⑦				
	教育実習内諾の申込 (4～5月 随時)	各自書類を 実習校へ持参し 依頼		教育実習承諾書の内容 確認 (4～5月 随時)	実習校より 承諾書が届く		
				教育実習関係書類配付		⑪	
5月	教育実習内諾書類提出 (内諾のない人は申し出る)	実習校より 内諾書が届く (確認)		教育実習巡回指導教員 との事前打ち合わせ		⑫	
		介護等体験活動 特別支援学校 (2日間) 5～6月 ※中学希望者のみ	⑧		教育実習 (5月～6月) 又は (9月～11月)	⑬	
6月							
7月				※各都道府県教員採用 試験			
8月							
9月	履修変更期間	履修カルテ提出		履修変更期間	履修カルテ提出		
	履修訂正期間			履修訂正期間			
10月	秋学期始業 教育実習報告会 (参加)	介護等体験活動 社会福祉施設 (5日間) 8月～12月 ※中学希望者のみ	⑨	秋学期始業 教育実習報告会 (発表)	「教職実践演習」 授業開始		
11月				免許状一括申請手続き	↓	⑭	
12月							
1月				履修カルテ提出	④	教育実習成果発表会	履修カルテ提出
2月	2・3年生合同ガイダンス (教育実習等に関する説明)	実習校との連絡					
3月	※各都道府県教員採用試験資料請求及びエントリー			卒業式・免許状授与	介護等体験 「証明書」の返却		

提出物チェックリスト

NO	配布	提出	チェック欄	提出書類等	備考
①		○		課程身上調書（受講料 30,000 円）	[証明書発行機で購入]
	○	○		課程履修登録カード	
	○	○		麻疹アンケート	
		○		TOEIC® スコアシートの写し	英語免許状希望者
②	○	○		課程履修登録カード（継続者）	
③		○		介護等体験申込書（体験費用 15,000 円）	中学校免許状希望者 [証明書発行機で購入]
④	○			2・3年生合同ガイダンス レジュメ	
	○	○		教育実習申込書（2年生）	
				教育実習用定期券購入願	希望者のみ
⑤	○	○		課程履修登録カード	
		○		麻疹抗体検査結果報告書のコピー	
⑥	○			教育実習内諾について（お願い）	} 実習校へ依頼 →「内諾書」が届いたら内容確認
	○			教育実習受入内諾書	
	○			返信用封筒（実習校から大学宛）	
	○	○		教育実習校略図表	
	○	○		教育委員会等提出書類届出表	
		○		戸籍抄本（又は本籍記載の住民票）	免許状取得のため必要
⑦	○			「介護等体験の意義と実践」教科書配布	
	○			介護等体験実習ノート	(証明書・介護等体験自己評価票が入っている)
	○			各施設資料	
⑧		○		証明書（特別支援学校）	中学校免許状希望者のみ
⑨		○		証明書（社会福祉施設）	中学校免許状希望者のみ
⑩	○	○		課程履修登録カード	
		○		教育実習費納入（5,000 円）	[証明書発行機で購入]
⑪	○			教育実習生調査票	} 教育実習校へ持参 教育実習の事前打合せの際に必ず持参のこと
	○			挨拶文	
	○			誓約書	
	○			教育実習成績報告表	} 教育実習録（3年次教育実習指導授業時に配布）を必ず持参のこと
	○			返信用レターパック	
	○	○			教育職員免許状申請届（データ確認含む）
⑫				教育実習略図表（未提出者至急提出）	教育実習略図表をもとに打ち合わせのこと
⑬		○		教育実習生出勤簿	} 教育実習録の最終頁から2枚 (点線を切り取る)
		○		教育実習に関する自己評価	
		○		教育実習に関する総括的感想	
⑭		○		教育職員免許状(司書教諭)申請書(手数料納入)	[証明書発行機で購入]
	○	○		教育職員免許状授与申請書（一括申請）宣誓書	内容を確認し署名

※提出書類は期限内に必ず提出のこと。提出の際に、チェック欄にチェックしよう！

※書類提出先はガイダンス時の他は教学センター課程担当へ提出。

2-21 介護等体験について(中学校免許状希望者)

1 介護等体験とは

介護等体験は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成10年4月1日に施行)に基づき、中学校教諭免許状取得希望者に対して実施する制度で、「18歳に達した後、7日間を下らない範囲内において、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うこと」とされている。

2 介護等体験の申込方法

介護等体験は、中学校免許状取得希望者は必修であり、2年次に次の要領で申込をし、3年次で介護等体験を行う。なお、3年次に申込をした場合は、4年次に介護等体験を行うことになる。4年次は教育実習があるので、出来るだけ3年次に行うこと。

(1)申込期間

別途、亜大ポータルで周知

(2)申込方法

証明書発行機で、「介護等体験申込書」(15,000円)を購入し、必要事項を記入のうえ、申込期間内に1号館1階教学センター課程担当へ提出する。

3 介護等体験の内容

(1)実施年次 3年次以上

(2)介護等体験の実施施設・実施期間

「介護等体験の意義と実践」の授業において、介護等体験の日程調整を行う。

本年度体験実施予定の施設は下記のとおり。

①特別支援学校で2日間 「都立小金井特別支援学校」

②社会福祉施設等で5日間 高齢者デイサービス等の施設ほか。

デイサービス(通所介護)とは、身体的な状況により外出が困難な方が通所し、趣味・レクリエーション活動、健康増進活動を通して、仲間づくりや健康を維持するための高齢者向けサービスのことである。

(3)介護等体験の事前指導

介護等体験を実施するうえで「介護等体験の意義と実践」を事前・事後指導のプログラムとして位置づけているので、介護等体験を実施する3年次に履修登録すること。当該科目は欠席や課題達成状況によっては介護等体験に出られない場合があるので、自覚を持って取り組むこと。

(4)介護等体験の証明書

教員免許状を取得する際に、介護等体験を実際に行ったことを証明する書類【証明書(本学指定用紙)】が必要になるので、介護等体験を終了した学生は速やかに教学センター課程担当へ提出すること。なお、証明書は再発行されないので紛失しないよう、取り扱いに注意すること。

(5)その他

①介護等体験を行う年度に、大学で実施する健康診断を必ず受けること。

②証明書に記載する氏名・本籍地(都道府県名のみ)は、戸籍どおりに記入すること。

4 介護等体験を必要としない者

以下の(1)~(4)のいずれかに該当する者は、介護等体験の必要がない。

- (1)介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められた者。
- (2)省令で定める施設等でボランティア活動をし、「介護等体験」として証明書を交付された者
- (3)身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定める者。(身体障害者福祉法第4条で定める身体障害者のうち、交付を受けた身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級から6級までの者)
- (4)高等学校教員免許状のみを取得する予定の者

2-22 損害賠償保険について

1 実習中の損害賠償について

「教育実習」や「介護等体験」(以下実習)を行っている間に、生徒にけがを負わせてしまった場合、又は高額な備品を壊した場合などに、損害賠償を請求されることがある。実習生は実習年度に全員、下記詳細のとおり「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」に加入する。

【想定しうる損害賠償請求をされるケース (一例)】

- (1)実習中に生徒にけがを負わせた
- (2)実習中にパソコンなど学校の備品を壊してしまった
- (3)実習の際、介護中にけがを負わせた

2 補償金額

支払限度額：対人賠償と対物賠償合わせて1名1事故につき1億円限度

※「教育実習」及び「介護等体験」の説明会で「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を配布する。
詳細はしおりで確認のこと。

3 保険料

保険料(年間掛け捨て210円)は実習費に含めて徴収する。

4 事故を起こしたときは

万が一、事故に遭遇した際は、実習校・体験施設の実習担当者に速やかに相談したうえで、亜細亜大学 教学センター(0422-36-3256)へ連絡すること。

<報告すべき事項>

- ①事故発生日・時刻
- ②事故発生場所
- ③負傷者の氏名、年齢
- ④事故の原因
- ⑤障害の程度、損壊の程度

「教育ボランティア」その他の学校ボランティア実習の保険加入について

実習を行う場合は上記実習の場合と同様に大学の賠償責任保険に必ず加入すること。

申込方法：大学の証明書発行機にて「賠償責任保険(Bコース)申込書」(210円)を購入し、教学センターへ申込をしてください。

(当該年度有効のため、複数のボランティアを行う場合も1度の加入でよい)

2-23 教育実習までの手続き(内諾)

1 教育実習を行うために

教育実習は、大学と教育実習を依頼する学校(実習校)との密接な連絡のもとに実施される。実際の手続きは学生が大学から書類を受け取り、実習校に提出して実習の許可を得ることとなる。以下にその手順を記すので、滞りなく手続きを完了すること。

2 教育実習の内諾を得るために

教育実習を行うためには、その前年度までに実習校との間に文書で合意を得る必要がある。その合意を「内諾」という。内諾を得るための事前説明を教職課程の「2・3年生合同ガイダンス」及び「3年次履修ガイダンス」の際に行うので、必ず出席すること。

(1)配布書類

「2・3年生合同ガイダンス」

教育実習申込書…ガイダンス時に記入し提出

「3年生履修ガイダンス」

I 教育実習内諾について(お願い)(P.59)

II 教育実習受入内諾書(P.60)

III 教育実習校略図表(P.61)

IV 教育委員会等提出書類届出表(P.62)

V 返信用封筒(内諾書返送用) / 110円切手貼付

(2)内諾手続の手順

①教育実習先は、原則母校の中学校又は高等学校で全日制であること。

②教育実習受入の打診

春休みを利用し、4年次に教育実習の受入れをお願いしたいことの打診をする。正式な内諾関係書類は教職課程3年次ガイダンスで配布する。

③書類の準備

a) 配布書類I～IVを、それぞれ記入例に従って黒ボールペンで丁寧に記入する。(公式文書は全てペン書き)

b) 実習校への持参用又は郵送用封筒は各自で用意する。その際、封筒の宛名には、(「……立……学校長殿」)と記載する。

④実習校訪問(内諾の依頼)

a) 配布書類I、IIとV、返信用封筒を書類持参用封筒(各自で用意)に入れ、実習を希望する出身校の知っている教諭を訪ねる。(あらかじめアポイントをとってから訪ねること)

b) 配布書類III、IVについては、実習校へ提出する必要はないが、記載する事項については実習校に確認する必要があるので持参すること。

c) 教員を志望し教職課程を履修中であるが、教育実習を行うためにはどの教諭にお願いすればよいかを相談する。

d) 教育実習の担当教諭に、自分の取得しようとする教員免許状の教科(社会・公民・英語など)を伝え、内諾書類等を提出して依頼する。

(中学校教員免許状を取得する場合には、実習期間が3週間以上必要である)

- e) 実習を受け入れてもらえる場合は、「教育実習受入内諾書」を返信用封筒にて大学へ郵送していただくようお願いすること。
- f) 公立学校の場合は、大学所定の様式の他に、教育委員会等へ提出しなければならない書類があるか等について確認すること。指定様式等がある場合は、様式を受け取ること。(確認した事項を配布書類「Ⅳ 教育委員会等提出書類届出表」に自身で記入の上提出すること)

(3)内諾を得るにあたっての諸注意

- ①実習校訪問時は、服装（スーツ・ブレザー等着用のこと）や言葉遣いに注意すること。
- ②時間厳守（一般社会で遅刻は許されない）。
- ③実習校によっては、実習生受入定員やその他制限を設けていることがあるので、早めに行動して実習先を確保すること。遅くとも5月初旬の自宅研修日までに、1度は実習希望校と連絡をとること。首都圏以外で教育実習を希望する場合は、ゴールデンウィーク等連休を利用して実習校の内諾を得ること。
- ④5月中に書類を実習校に提出できるよう準備すること。実習先の都合で提出（実習校からの「教育実習受入内諾書」の送付）が遅れる場合は、教学センターへ申し出るとともに内諾状況控を提出すること。
- ⑤中学校・高等学校どちらの出身校にも内諾を得られない場合は、速やかに教学センターに申し出ること。



(4)指定書類のある場合

今までに教育委員会などから指定書類の提出を求められたケースは以下のとおりである（一例）。これらの学校での教育実習を希望する場合は実習校へ詳細を確認の上、教学センター課程担当に連絡すること。

- ①東京都内の国立を除く（以下同じ）公立中学校・高等学校
- ②埼玉県内の公立中学校・高等学校
- ③千葉県内の公立中学校・高等学校
- ④群馬県内の公立中学校・高等学校
- ⑤大阪府内の公立中学校・高等学校
- ⑥私立の中学校・高等学校

(5)大学への提出書類（別途、垂大ポータルで周知） ※提出書類は全て黒ボールペンで丁寧に記入すること。

- ・教育実習受入内諾書 (実習校から大学宛に返送していただくこと)
- ・教育実習校略図表 (学生本人が記入し、教学センターへ提出すること)
- ・教育委員会等提出書類届出表 (学生本人が記入し、教学センターへ提出すること)
- ・戸籍抄本又は本籍地入りの住民票1通 (住民票提出の場合は必ず「本籍地入り」を取得のこと〈マイナンバーについては記載しないこと〉)

※提出期限までに内諾をもらえない場合は、教学センター課程担当に状況を伝えに来ること。

3 教育実習を辞退したいとき、あるいは迷っているとき

ただちに教学センター課程担当に相談すること。

教育実習の内諾をとりつけると実習校や大学では教育実習受入・派遣の準備を始める。進路変更・就職活動などで、実習を取り止める（あるいは迷っている）場合は、ただちに教学センターに相談すること。特に実習校から教育実習承諾書を受領した後は学生からの実習辞退は認めない。ただし、やむを得ない事情で辞退する場合には、委員会の議を経て、別に定める教育実習辞退届を教学センターに提出するものとする。(教育実習規程第9条)

※教職課程を辞める場合は、教学センターへ「教職課程辞退届」を提出のこと。

記入例

令和 年 月 日

××県立亜細亜高等学校長 殿

亜細亜大学教職課程

主任 ○○ ○○

教育実習内諾について（お願い）

拝 啓

貴校ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の学生は、貴校での教育実習を強く希望しておりますので、来年度の教育実習受入についてご内諾くださいますようお願い申し上げます。

ご内諾いただけましたら、お手数でも別紙「教育実習受入内諾書」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。来年4月に改めて本学学長より正式に依頼状をお送りいたします。

敬 具

【ご注意いただきたいこと】

下記の「希望実習期間」欄中「3週間」に○印がある場合は、中学校と高等学校両方の教員免許状の取得を希望する者ですので、3週間の受け入れをお願いいたします。

記

学 部・学 年	<u>経営</u> 学部 <u>3</u> 年 学籍番号 <u>00000000</u>
実 習 生 氏 名	<u>武蔵野 一郎</u>
実 習 希 望 科 目	<u>公 民 科 (政 治 経 済)</u>
希 望 実 習 期 間	2週間 3週間 その他 ()
希 望 実 習 日 程	<u>令和9</u> 年 <u>5</u> 月 <u>00</u> 日～ <u>6</u> 月 <u>00</u> 日

いずれかに○印

(中・高両方の免許状取得希望者は、3週間に○)

網かけ二重下線部分を記入して、「教育実習受入内諾書」、「返信用封筒」と一緒に実習校へ提出すること。

記入例

令和 年 月 日

亜細亜大学
教職課程
主任 ○○ ○○

学校名 実習校が記入

校長名 実習校が記入 印

教育実習受入内諾書

学 校 名	(実習校が記入)
学 校 長 名	(実習校が記入)
学 校 所 在 地	〒 (実習校が記入) TEL FAX
実 習 期 間	(実習校が記入) (2・3週間) (いずれかに○印)
実 習 科 目	(実習校が記入)
学 部・学 年	<u>経営</u> 学部 <u>3</u> 年 学籍番号 <u>00000000</u>
実 習 生 氏 名	<u>武蔵野 一郎</u>
備 考	※実習にかかる諸費用等ございましたらご記入ください。 ①教育実習費等：有 (円)・無 ②学生への連絡等、下記にご記入ください。

網かけ二重下線部分のみ記入して、「教育実習内諾について(お願い)」と一緒に実習校へ提出すること。「返信用封筒」で実習校から大学へ郵送してもらうこと。

教育実習略図表

学 籍 番 号	0 0 0 0 0 0 0	氏 名	武 蔵 野 一 郎
教育実習中の住所	〒180-0022 ××県武蔵野市境2009 TEL 0422(36)0000 / 携帯:090-0000-1234		
実 習 校 名	××県立亜細亜高等学校		
実 習 校 の 住 所	〒180-8629 ××県武蔵野市境5-8-× TEL 0422(54)1111		
実 習 期 間	令和9年5月00日～6月00日		
交 通 機 関	中央線 武蔵境駅下車 徒歩(15)分 ★ 最寄り駅からバス利用の際は、バスの利用機関を記入 ()行き、バス停() → () 下車 徒歩・車()分		
最寄り駅から目的地までの略図(目標物を明示) ↑ <交通機関の欄には本学からの交通手段を記す> 最寄り駅から実習校までの略地図を、実習校のサイトにあるアクセス地図を参考に記入すること。 ただし、最寄り駅からバス・タクシーなどを利用しなければ訪問できない場合は、その旨記すこと (参考例)			

※この地図は、教育実習期間中に本学教員が巡回指導に行く時に使用しますので、詳細に記入してください。バスの時刻表などが入手できたら、添付してください。

できるだけわかりやすく書くこと。
 教育実習の授業内で提出

記入例

教育委員会等提出書類届出表

① この書類は、教育実習を実施するにあたり、所轄教育委員会等へ提出する書類を確認するためのものである。教育実習を希望する学生は全員必要事項を記入して大学へ提出すること。
 なお、実習校から指定の様式等の提出を求められた場合その旨記載すること。

学籍番号	<u>0000000</u>	氏名	<u>武蔵野一郎</u>
希望実習校名	<u>××県立 亜細亜高等学校</u>		

② 公立校で実習を希望する際は、教育委員会等に提出すべき書類があるかを確認すること。

提出書類の有無	(有)	無
---------	-----	---

③ 提出すべき書類があれば下記に記すこと。

提出書類の種類 (箇条書)	<u>1 学生誓約書</u> <u>2 教育実習委託契約書</u>
------------------	--------------------------------------

書類の提出を別途求められた場合のみ、必要書類を記載すること。

④ 提出書類の指定様式の有無を確認し、様式があれば実習校または教育委員会等から受け取ること。

指定書式の有無	有	無
教育委員会等名	<u>××県 教育委員会</u>	
教育委員会等の所在地	<u>〒180-0022</u> <u>××県武蔵野市境5-25-××</u> <div style="text-align: right;"><u>TEL 0422-36-××××</u></div>	
提出期限	<u>令和0年00月00日まで</u>	

実習校へ持参し、確認したら、自分で記入すること。提出期限内に教学センターへ提出すること。

2-24 教育実習の実施にあたって

教育実習は実際の教育現場で行われ、実習校の方針に基づき行動しなければならない。教育実習録や「教育実習指導」で学んだことを活かし、有意義な教育体験とすることが重要である。教育実習に関する手続きは、「2-23 教育実習までの手続き（内諾）」(P.57～P.62)のとおりである。

1 履修ガイダンス

4年次履修ガイダンスの際に配布する書類を以下の要領で、教学センター課程担当へ提出すること。

「教育実習費納付」

「教育実習費納付書(5,000円)」を証明書発行機で購入し、必要事項を記入のうえ、教学センター課程担当へ提出のこと。

提出方法・期限については、別途、亜大ポータルで周知する。

2 教育実習の事前準備

(1)承諾書の内容確認

大学から4月上旬に実習予定校に対して、教育実習受入承諾書を送付すると、実習校から、日程・教科などを記して大学宛に返送がある。教育実習受入承諾書が大学に届き次第、ポータルにてその旨を知らせるので、実習開始前のオリエンテーションの有無・日程等について必ず確認すること。

(2)教育実習へ行く前に 「教育実習」授業及び教学センターにて説明を行う

実習校へ提出する以下のI～VIまでの書類を配付するので、実習校との打ち合わせ前に必ず教学センターで受けとること。「教育実習録」は実習校との打ち合わせ時に必ず持参すること。

※実習校との打ち合わせが説明会より早い場合は、教学センター課程担当へ相談のこと。

<配布書類> I 教育実習生調査票（本人が記入をし実習校に提出するので、黒ボールペンで丁寧に清書のこと）

II 挨拶文

III 誓約書

IV 教育実習成績報告表 : 実習校から返送してもらう

V レターパック : 実習校からの「教育実習成績報告表」の返送用

VI 教育実習生出勤簿

VII 教育実習に伴う授業欠席のお願い

(必要事項を記入して、大学の授業の担当教員へ届け出ること)

※教育実習の際は「教育実習録」を必ず持参すること。

(3)大学から実習校に赴く指導教員との打ち合わせ

①教育実習の期間中に、本学の教員が実習校を訪ねて実習生の指導を行う。指導教員については、亜大ポータルで周知するので必ず確認し、5月中に連絡をとること。

②教育実習前に必ず指導教員と実習校への行き方や教員との連絡方法について打ち合わせを行うこと。

③教育実習がはじまり教壇実習や研究授業の時間割が決まったら必ず指導教員に連絡し、都合を確認すること。

④指導教員が実習校を訪ねる日時が決まったら、実習校の指導教諭と実習担当責任者に伝えること。

(4)教育実習中の欠勤について

教育実習中は原則として欠勤は認められない。体調不良や忌引き等のやむを得ない事情により欠勤した場合、実習時間数確保のため実習期間を延長する必要も出るため、必ず実習校と大学（教学センター課程担当）に連絡を入れ、その指示を仰ぐこと。また、実習中の就職活動は原則として避けるべきであるが、就職試験・面接が重なった場合は自己判断を避け、必ず事前に大学（教学センター課程担当）に連絡を入れ、その指示を仰ぐこと。

(5)教育実習中の災害・事故・ハラスメント等の対応について

- ①教育実習中（通勤・退勤途中を含む）に災害に遭った場合は第一に自己の身の安全を確保し、対応や避難については実習校の指示に従って行動すること。また事態が落ち着いてから大学（大学の全体窓口ないし教学センター課程担当）に連絡を入れること。
- ②教育実習中（通勤・退勤途中を含む）に事故に遭った場合は速やかに実習校に連絡を入れてその指示を仰ぐこと。また『課程の手引』p.56の「損害賠償保険について」を確認のうえ、大学（教学センター課程担当）に連絡を入れること。
- ③教育実習中（通勤・退勤途中や時間外の教育実習に関わる活動を含む）にハラスメントの被害に遭った場合、一人で悩まず、実習校、大学教職員のうち信頼できると考える人に必ず相談すること。また大学が設ける相談窓口（メールフォーム）等も積極的に活用して欲しい（※相談窓口については教育実習の事前指導で別に案内する）。

教育実習中は実習校の生徒、教職員、保護者、他の実習生に対しハラスメントの加害者となることのないよう、節度ある行動を心がけること。またハラスメントを目撃した場合には傍観者とならず、実習校ないし大学教職員に速やかに報告・相談すること。

(6)教育実習終了後

- ①実習が終了したら巡回指導教員に、お礼と報告をすること。
- ②教学センターに下記の書類を提出するとともに、終了の報告をすること。
 - I 教育実習に関する自己評価…『教育実習録』の「教育実習に関する自己評価」を切り離し提出。
 - II 教育実習生出勤簿
 - III 教育実習の感想……『教育実習録』の「教育実習の感想」を記入して切り離し、実習校の指導教諭の所感を記入（捺印）して返却してもらうこと
- ③実習校の校長・指導教諭や担任したクラスへ必ず、お礼の手紙を書いて送ること。
- ④「教育実習Ⅰ・Ⅱ」の授業の一環として、教育実習報告会を行うので必ず出席すること。

当日は、数名に報告してもらうほか、卒業生教員を招き在学生へのアドバイスをさせていただく予定である。

3 定期券の購入について

教育実習期間に、公共交通機関（バス・電車）を利用し、定期券の購入を希望する場合は、あらかじめ、書類による届出が必要となる。

ガイダンス等で周知するが、希望者は「教育実習用通学定期乗車券申込書」に必要事項を記入し、教学センター課程担当へ提出のこと。（期間厳守）

- ・教育実習の直前に申請しても間に合わないので注意すること（実習2か月前までに提出のこと）。
- ・教育実習期間が短い場合、割高になる事もあるので、申請前に各自で調べておく必要がある。（1か月分の定期券購入で実習期間の利用となる）
- ・教育実習用の通学定期券を発行していない交通機関もある。

2-25 教育職員免許状の取得

教育職員免許状は大学において、学士の学位を取得し、教職課程の所定の単位（「2-4 教員免許状の概要」の項を参照）を修得し授与権者である各都道府県教育委員会に申請を行った者に授与されるものである。申請方法には一括申請・個人申請の2種類があるが、原則として大学が東京都教育委員会へ一括して申請を行う。

1 一括申請

法定基準を満たすだけでなく、亜細亜大学の基準で単位を修得した者で、申請を希望する者を大学が取りまとめて申請する方法である。この方法で申請する場合は、卒業時に免許状が取得できる。

(1)免許状一括申請説明会（日時・提出方法は別途、亜大ポータルで周知する）

免許状一括申請についての説明を行う。その際、申請者の氏名、生年月日、本籍地、申請教科などが記載された基礎資料を配付するので、内容を確認して提出すること。

(2)免許状授与申請の手続き（日時・提出方法は別途、亜大ポータルで周知する）

東京都教育委員会へ申請する際の「宣誓書」への署名を行う。

証明書発行機で事前に教育職員免許状申請書を購入し、持参すること。

申請手数料：1教科3,500円 2教科7,000円 3教科10,500円 司書教諭 800円

※教科とは、中学（社会）、高校（公民）、高校（商業）、中学（英語）、高校（英語）のことをさす。

（申請手数料については令和7年度実績のため、変更になる場合もある）

(3)免許状の授与

卒業式終了後に教員免許状を授与する。成績発表時に配布する免許状引換券と引き換えで授与するので、必要事項を記入して、卒業式に持参すること。

2 個人申請

個人申請とは、個人で卒業後に現住所のある都道府県教育委員会に申請する方法である。

個人申請を行う者は、免許状に係る所要資格を満たしていれば随時申請を行い、免許状を取得することができる。しかし、免許法の改正などにより必要単位数が変わった場合などは取得資格を失うので、卒業後速やかに申請すること。詳細は申請する教育委員会に問い合わせること。

3 授与証明書（教員免許状を授与したことを証明する書類）

授与証明書が必要な場合は、免許状を授与した教育委員会に申請することとなる。したがって一括申請で免許状を取得した者は東京都教育委員会、個人申請の場合は申請を行った教育委員会が証明書の発行を行うこととなる。

ただし、卒業時は大学で一括して東京都教育委員会へ申請の必要があるため、「授与証明書」希望の者は、一括申請とあわせて教学センターへ申し込むこと（1通400円）。

4 他教科等の免許状取得

卒業後に、亜細亜大学で取得できない免許教科取得を希望する場合は、通信教育又は、他大学の科目等履修生として、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を修得する事が必要となる。各自大学に問い合わせの上、出願すること。

他の免許を他大学で取得する場合や申請する場合は、本人からの申し出により「学力に関する証明書」を発行する。「学力に関する証明書」発行には時間を要するので、早めに申込みを行うこと。

5 教員資格認定試験

本来は大学での教員養成が基本であるが、一般大学で取得しにくいものは教員資格認定試験で免許状が取得できる。この試験に合格した者は、各都道府県に申請し免許状を授与される。現在実施されている各認定試験は「幼稚園教員資格認定試験」「小学校教員資格認定試験」「特別支援学校教員資格認定試験」の3学校種である。

「受験資格」及び「試験の科目一部免除」等は文部科学省のサイトで確認すること。

2-26 教員採用試験について

教職を志望する学生は1年次から情報を集め学習計画をたてるなど、早めに受験の準備をすることが必要である。特に近年は各自治体で「大学3年生前倒し選考」が行われている。学内団体申込ができる教員採用模擬試験や学内勉強会（教採道場）を活用のこと。また、オフィスアワーなどを利用して、教職課程科目を担当する教員に相談すること。

1 公立学校

公立学校に採用されるためには、各都道府県政令指定都市で毎年実施される「公立学校教員採用試験」を受験しなければならない。募集要項は各都道府県市の教育委員会で概ね3月末頃に発表。

各教育委員会のサイトから確認できるので、各自で資料請求すること。サイトからのエントリー等もあるので、早めに準備をすること。

2 私立学校

私立学校の採用試験は、公立学校のように一斉に行われるものではないが、次のような場合がある。

(1)求人票による募集

私立学校から大学宛に求人があった場合は、キャリアセンターのACナビに登録されるので求人先に各自で問い合わせること。また、求人に関する別添資料などがある場合は、教学センターで保管するので希望する学生は随時課程担当に確認すること。

(2)私立学校への応募

各都道府県の私立学校協会等が実施する私立学校教員適性検査は終了となり、新システム「東京私学教職員エントリーシステム」が開始された。

詳細は各私立学校・各私学協会のホームページ等で確認すること。

(3)財日本私学教育研究所のサイト

財日本私学教育研究所のサイト（www.shigaku.or.jp）に、私立学校の教職員採用情報が掲載され、随時更新されるので、注意しておくこと。

(4)自己開拓

私立学校の採用試験は一般企業に似た面がある。求人は各学校によって独自に展開されることも多いので、各自で積極的に問い合わせることも可能である。

なお、採用試験には人物証明や推薦書を必要とする場合もある。これら書類は通常の証明書よりも時間を要するので、受験を希望する学生は早めに教学センター課程担当に相談すること。

3 圖書館學課程

3-1 図書館学課程を履修する上での心構え

本学の図書館学課程は、今後の情報化社会や生涯学習社会に対応できる専門職としての司書の養成を目指して開講され、平成24年度の図書館法改正からは新たなカリキュラムのもと、司書の教育・養成を行っている。

昭和40年に図書館学課程が開設されて以来、本学の図書館学課程は、公共、大学図書館で働く司書、学校図書館司書や司書教諭、さらには大学で図書館学を教える教員等、優れた人材を輩出しており、企業等の専門図書館など、幅広く情報を扱う部門で活躍している人も多数いる。

受講生の皆さんには、本学の図書館学課程で学ぶことに誇りを持ち、本学課程の歴史と伝統を引き継いでいただき、各自が在学中にしっかりとした目標を立て、その目標達成に向かって努力し、将来社会で活躍されることを期待している。

ICTの進歩に伴い、図書館を取り巻く環境も大きく変化している。図書館学は、理論と実学からなる学問であるため、図書館学を学ぶに当たっては、授業だけでなく、本学の図書館は言うに及ばず、最寄りの公共図書館等を十分活用したり、博物館や児童館等の関連施設を見学したりするなど、幅広い視点から図書館学を勉強するようにしてほしい。

3-2 資格取得とカリキュラム

司書資格又は司書教諭（併せて教員免許を取得する必要がある）の資格を得るには、後掲に示す所定の科目（司書25単位、司書教諭10単位）の単位取得が必要である。所定の単位を取得し、図書館学課程を修了した者には、「図書館法」第5条第1項第1号の規定により、卒業時に「司書」の資格が授与される。同様に、司書教諭については、「学校図書館法」に基づき司書教諭の資格が授与される。なお、別途、司書資格取得証明書（又は見込み）が必要な場合には、教学センターに申し込むこと（見込みの場合は証明書発行機で購入）。

平成29年度から「学校司書モデルカリキュラム」が開設された。詳細についてはガイダンスで説明する。

3-3 履修上の注意

- (1)図書館学課程の科目は卒業要件に含まれないため、学習上の負担が多くなる。十分に考慮して計画的に履修すること。
- (2)図書館学課程科目と学部の必修科目とが重なった場合は、必ず履修期間中に教学センター課程担当に相談すること。
- (3)科目一覧表に記載されている学年のうちにできるだけ単位を修得すること。指定した学年で単位を履修できなかった場合、時間割の都合上、次年度における履修が不可能になることがあるので、十分に注意すること。

3-4 図書館学課程カリキュラム

「図書館に関する科目」開講科目一覧

法令上の科目			本学で開講する科目						
科目名	法定単位	科目名	年次	単位	必修単位	開講期	担当者		
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	1	2	2	春学期	松橋 義樹	
	図書館概論	2	図書館概論	1	2	2	春学期	安形 輝	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	1	2	2	秋学期	五十嵐智哉	
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	2	2	春学期	安形 輝	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	2	2	秋学期	五十嵐智哉	
	情報サービス論	2	情報サービス論	2	2	2	秋学期	安形 輝	
	児童サービス論	2	児童サービス論	2	2	2	秋学期	中山美由紀	
	情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ	2	1	1	春学期	安形 輝	
			情報サービス演習Ⅱ	2	1	1	秋学期	中島 玲子	
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	2	2	秋学期	島田 貴司	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	2	2	春学期	赤山 みほ	
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ	2	1	1	春学期	赤山 みほ	
情報資源組織演習Ⅱ			2	1	1	秋学期	赤山 みほ		
選択科目	2科目選択	図書館基礎特論	1	図書館基礎特論	2	2	3単位以上選択	春学期	本年度休講
		図書館サービス特論	1	学校図書館サービス論	1	2		春学期	安形 輝
		図書館情報資源特論	1	図書館情報資源特論	2	2		秋学期	島田 貴司
		図書・図書館史	1	図書・図書館史	2	2		春学期	八谷 舞
		図書館施設論	1						
		図書館総合演習	1	図書館総合演習	2	1		春学期	安形 輝
		図書館実習	1						
必要単位数		24	合計		25				

※「図書館に関する科目」の合計25単位が修了要件となる。

司書教諭科目一覧表〈教職課程履修者〉

教職課程の受講をし、教員免許状の他に下記の5科目10単位を修得し、文部科学省に申請することにより司書教諭資格が得られる。

法令上の科目		本学で開講する科目						
科目名	法定単位	科目名	年次	単位	必修単位	開講期	担当者名	
必修科目	学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	2	2	春学期	中山美由紀
	学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	2	2	春学期	五十嵐智哉
	学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2	2	秋学期	横山寿美代
	読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2	2	秋学期	中山美由紀
	情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	2	2	春学期	五十嵐智哉

3-5 学校司書モデルカリキュラム

「学校司書モデルカリキュラム」開講科目一覧

法令上の科目			本学で開講する科目					
科目名	決定 単位		科目名	年次	単位	必修 単位	開講期	担当者
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論	2	学校経営と学校図書館	2	2	2	春学期	中山美由紀
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	2	2	春学期	安形 輝
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	2	2	秋学期	鳥田 貴司
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	2	2	春学期	赤山 みほ
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ	2	1	1	春学期	赤山 みほ
			情報資源組織演習Ⅱ	2	1	1	秋学期	赤山 みほ
	学校図書館サービス論	2	学校図書館サービス論	1	2	2	春学期	安形 輝
学校図書館情報サービス論	2	学校図書館情報サービス論	1	2	2	秋学期	中島 玲子	
児童生徒に対する教育支援に関する科目	学校教育概論	2	学校教育概論	2	2	2	春学期	池亀 直子
	学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2	2	秋学期	横山寿美代
	読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2	2	秋学期	中山美由紀

※1 開講科目全てが必修であり、合計20単位が修了要件となる。

※2 「学校教育概論」について

法令上、下記科目が「学校教育概論」に対応する科目である。

「教育原理②」「教育心理学②」「教育課程論②」

(経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科・データサイエンス学科、都市創造学部、社会学部を除く)

「学校司書モデルカリキュラム」について

今後の学校図書館は、読書活動の推進に加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることで、学校における言語活動や探究活動の場となり、アクティブ・ラーニングを効果的に進めていく役割が期待されています。

学校司書については、近年、学校図書館法が一部改正され、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用を一層促進するために、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書を置くよう努めなければならないことが規定され、その養成のために「学校司書モデルカリキュラム」が示されました。なお、「学校司書モデルカリキュラム」は、学校司書に求められる知識・技能の習得のために必要な科目で構成されており、全て必修科目で構成されています。

4 社会教育主事課程

4-1 社会教育主事課程を履修する上での心構え

本学の社会教育主事課程は、今後の生涯学習社会に対応できる専門職としての「社会教育主事（任用資格）」の養成を行っている。

「社会教育主事」は、社会教育法に規定されている資格で、令和2年度から社会教育法の改正により、新たに「社会教育士（養成課程）」の資格を得ることが出来るようになった。

「社会教育主事」及び「社会教育士」は、社会教育・生涯学習の専門職であり、地域社会では「人づくり」や「まちづくり」の中核的な役割が期待されている。

したがって、「社会教育主事」及び「社会教育士」の仕事は、市民の学びを応援する仕事と言える。

社会教育主事及び社会教育士とは

- ・「社会教育主事」は、都道府県や市町村の教育委員会に置かれる社会教育の「専門職」である。主に市民の学習ニーズの把握、社会教育計画の立案と事業の運営、社会教育関係者に対する指導・助言、学校の求めに応じた助言を行う。
- ・「社会教育士」は、NPO法人（非営利団体）や企業などの多様な組織と連携・協働して、社会教育施設における活動を推進している。学校と地域の連携及びコーディネート、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を行う。

4-2 資格取得とカリキュラム

社会教育主事（任用資格）及び社会教育士の資格を得るには、次の要件を満たす事が必修となる。

(1) 学士の学位を取得すること（卒業すること）

(2) 次ページに示す「社会教育主事課程カリキュラム」の必要条件を満たし、24単位以上を修得すること

※（ ）内は、大学の科目名

- ・法令上の必修科目6科目（生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ、生涯学習支援論Ⅰ・Ⅱ、社会教育経営論Ⅰ・Ⅱ）12単位を修得すること
- ・法令上の必修・選択科目（社会教育実践演習）4単位を修得すること
- ・法令上の必修科目である社会教育特講の中の2科目（社会教育特講Ⅰ、社会教育特講Ⅱ）4単位を修得すること

以上の他に

- ・法令上の必修科目である社会教育特講の中の10科目（ボランティア論Ⅰ、ボランティア論Ⅱ、図書館概論、図書館情報技術論、図書・図書館史、情報メディアの活用、学校教育概論、教育社会学A・B組、職業指導Ⅰ、職業指導Ⅱ）の中から4単位を修得すること

(3) 社会教育主事・社会教育士になるためには

- ・「社会教育主事」の任用資格を取得する方法は、次の2つとなる。

①大学等で文部科学省令に定める「社会教育主事課程（社会教育に関する科目）」の単位を全て修得し、卒業後、1年以上「社会教育に関係のある事業における業務」に従事することで、社会教育主事補の経験を積み、申請する。

②教員免許状を取得後、5年以上教育関係の職業を経験してから、社会教育主事講習を受ける。

※①②ともに教育委員会から任命を受けなければ「社会教育主事」にはなれない。

・「社会教育士」の資格を取得するには

上記①の修得すべき科目の単位を全て取得した場合は、「社会教育士（養成課程）」を称することができる。履歴書や名刺に明記できる。

4-3 履修上の注意

(1) 履修開始年次について

・社会教育主事課程の亜細亜大学における必修単位は、1年次から履修（登録）ができる。

(2) 同一年度同一科目の履修について

・社会教育主事課程の選択科目は、通常の学部の科目と異なり、同一年度に同一科目を履修することが認められている。

(3) 社会教育主事の科目は、一部を除き卒業要件に含まれない。

4-4 社会教育主事課程 カリキュラム

社会教育に関する科目

法令上の科目			大学における開講科目						
科目名	単位数	科目名	年次	単位	必修単位	期間	担当者	備考	
必修科目	生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ	1	2	2	春学期	松橋 義樹	
		生涯学習概論Ⅱ	1	2	2	秋学期	松橋 義樹		
	生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ	1	2	2	春学期	松橋 義樹	*1
			生涯学習支援論Ⅱ	1	2	2	秋学期	松橋 義樹	*2
	社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ	1	2	2	春学期	山本 裕一	*3
			社会教育経営論Ⅱ	1	2	2	秋学期	山本 裕一	*4
	社会教育特講	8	社会教育特講Ⅰ	1	2	2	春学期	松村 純子	↑ 必修を含む8単位 ↓
			社会教育特講Ⅱ	1	2	2	秋学期	松村 純子	
			図書館概論	1	2	合計 4	春学期	安形 輝	
			ボランティア論Ⅰ	1	2		春学期	松村 純子	
			ボランティア論Ⅱ	1	2		秋学期	松村 純子	
			情報メディアの活用	2	2		春学期	五十嵐智哉	
			図書館情報技術論	2	2	春学期	安形 輝		
			図書・図書館史	2	2	春学期	八谷 舞		
			学校教育概論	2	2	春学期	池亀 直子		
			教育社会学A組	2	2	春学期	池亀 直子		
教育社会学B組			2	2	秋学期	池亀 直子			
職業指導Ⅰ			4	2	春学期	小湊 真衣			
職業指導Ⅱ	4	2	秋学期	小湊 真衣					
社会教育実習	1								
選択科目	3	社会教育実践演習	2	4	4	通年	山本 裕一		
	必要単位数	24	計		24				

※「ボランティア論Ⅰ・Ⅱ」は全学共通科目として履修単位規制に含まれるので注意すること。

(経営学部データサイエンス学科、社会学部、健康スポーツ科学部の学生は履修不可)

※令和2年度制度改正により新カリキュラムに改定された。

※令和元年度以前入学生は備考欄*1～*4の科目の追加履修により「社会教育士」の資格が得られる。

※旧カリキュラム「社会教育演習」を修得したものは、新カリキュラム「社会教育実践演習」に振替となる。

※大学における開講科目の必修単位の欄を確認し、科目履修の計画を立てること。

※「教育社会学」について、A組、B組はクラスであるため、同一科目である。

※以下の科目は令和6年度入学生(令和5年度以前入学生にも適用)から配当年次変更を行った。

「生涯学習支援論」2年次 → 1年次

「社会教育経営論」3年次 → 1年次

「社会教育特講Ⅰ・Ⅱ」3年次 → 1年次

※以下の科目は令和7年度入学生(令和6年度以前入学生にも適用)から、2単位科目に変更を行った。

「生涯学習概論」④ → 「生涯学習概論Ⅰ」② 「生涯学習概論Ⅱ」②

「生涯学習支援論」④ → 「生涯学習支援論Ⅰ」② 「生涯学習支援論Ⅱ」②

「社会教育経営論」④ → 「社会教育経営論Ⅰ」② 「社会教育経営論Ⅱ」②

4-5 社会教育課程を履修する意義

- (1) 公務員に必須の「地域・社会の課題解決力」を身に付けられる。
 - ・地域では、多くの課題を抱えている。これらの課題を解決する為には、基礎的知識を獲得するだけでなく、「現状を分析する力」「企画立案する力」「活動を支援する力」「ネットワーク構築力」が必要となり、これらの力は公務員にとって必須となる。
- (2) 世代を越えた「貢献する力」を育てる。
 - ・「社会教育実習」では、様々な人々に関わる「実地体験」ができる。「コミュニケーション力」や「企画運営力」、「社会貢献する力」を育む。
- (3) 教育に関わる仕事（教員及び青少年教育施設）をめざすことができる。
 - ・将来、教員のみならず学校外の青少年にかかわる仕事をめざしている人に向いている。
- (4) 自らの「仕事力」を創り出せる。
 - ・市民の支援、施設の運営、まちづくりなど、様々なボランティア活動を通じて、まち全体を見通す「仕事に生きる力」を創り出すことができる。この学びは、学習者の未来を描くことに寄与する。

5 科目等履修生制度

5-1 卒業後の不足単位の修得方法

課程を修了するために必要な単位が不足して、教育職員免許状や修了証書等が授与されない場合、不足単位を補うために下記の3つの方法がある。

- (1) 本学の科目等履修生となる。(下記5-2の項を参照)
- (2) 他大学の通信教育等の学生となる。その際、本学で修得した単位については、学力に関する証明書を発行するので、受入先大学の指示を受けること。
(私立大学通信教育協会サイト：<http://www.uce.or.jp/>)
- (3) 大学院(本学又は他大学)に進学して受講する。(2)と同様に受入先大学院において指示を受けること。

5-2 科目等履修生制度

1 制度の概要

「科目等履修生」制度とは、単位の修得を目的として、正規の学生としての身分を持たずに科目を受講することである。たとえば、教育職員免許状の交付を受けないまま卒業した場合や、他教科の免許状を取得しようとする場合など、必要な単位を修得することができる。また、在学中に課程を受講しなかったとしても、新たに受講することもできる。

なお、「教職課程」「社会教育主事課程」は本学卒業生のみ受講できる。

2 科目等履修生の募集について

毎年1月に次年度の募集要項を本学のサイト上で公開する。

「教職課程」「図書館学課程」「社会教育主事課程」とそれぞれ募集を行うので、希望者は願書を取りよせ出願すること。

3 選考料・受講料(令和7年度実績)

選考方法 面接・書類審査

選考料 10,000円

受講料 12,500円(履修登録1単位あたり)

*その他、実習費などの諸費用が必要となる

4 教職課程の科目等履修生

度重なる教育職員免許法の改正により、入学年度によって履修しなければならない科目が異なるため、科目の履修については、在学中に教職課程を受講し、引き続き卒業後に科目等履修生になる場合と、新たに教職課程を始める場合では法令が異なることがある。

また、既に修得済の教職関連科目がある場合でも、認定状況によっては、改めて初めから履修をしなければならないこともある。

6 明星大学との教育業務提携

6-1 教育業務提携の概要

本教育業務提携は亜細亜大学に在学し、教職課程を履修している2年次生のうち、将来において教員の資質や能力が高く備わっていると評価される学生を選考し、明星大学通信教育部において下記「6-3」にある教員免許状を同時に取得することを目的とするものである。

6-2 受講対象者

亜細亜大学に在学し、以下の教職課程を履修している2年次生とする。ただし、亜細亜大学において選考試験を実施し、合格した者のみとする。なお、受講料が別途必要となる。

- (1)小学校教諭2種免許状・・・中学校の教職課程履修者
- (2)高等学校教諭1種免許状（地理歴史）・・・高等学校の教職課程履修者
- (3)特別支援学校教諭1種免許状・・・中学校又は高等学校の教職課程履修者

6-3 取得免許状及び免許法令根拠

以下のいずれかのうち、1受講者につき1免許状のみ取得可能とする。

- (1)小学校教諭2種免許状・・・教育職員免許法第5条別表第1
- (2)高等学校教諭1種免許状（地理歴史）・・・教育職員免許法第6条別表第4
- (3)特別支援学校教諭1種免許状・・・教育職員免許法第5条別表第1

6-4 入学時期及び入学形態

入学時期は4月とし、科目等履修生として明星大学通信教育部に在籍する。

6-5 説明会の実施について

教育業務提携についての説明会（9月下旬～10月中旬頃・1年生対象）を別途行う。説明会の連絡については、亜大ポータルで行うので、希望者は必ず出席すること。選考試験・カリキュラム及び受講料等の詳細は要綱を別途配布する。

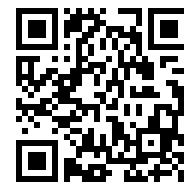
7 資料

7-1 規程集

各規程は、manabaから閲覧することができる。

<manaba→キャビネット→コンテンツ→規程集→各規程をクリック>

左記のQRコードからも閲覧可能のため、必ず確認すること。



■ manabaへのログイン方法

(1) 亜大ポータルにアクセス (<https://asia-u.manaba.jp/ct/home>) する。

(2) 亜大ポータル右側にある「manaba」をクリックする。

(3) manaba ログイン画面が表示されたら、

亜大ポータルと同様のユーザ ID と

パスワードを入力する。

ログインID：学籍番号

ログインパスワード（初期）：Asia 西暦生年月

日8桁

※初期パスワードは、亜大ポータルログイン後

「個人設定」から必ず変更すること。

【ログイン画面】



・ 亜細亜大学学則

亜細亜大学の運営や教育課程、学生の修学に関する基本的な事項（各学部各学科の目的、修業年限、学年・学期、休業日、単位認定、休・退学など）を定めた規則です。

・ 履修規程

亜細亜大学学則第15条第4項に基づく授業科目の履修に関する事項について定めた規程。

・ 亜細亜大学試験規程

亜細亜大学の学則第19条第4項に基づく試験実施について必要な事項を定めた規程。

・ 亜細亜大学学位規則

亜細亜大学が学位を授与するにあたり必要な事項を定めた規則。

・ 亜細亜大学学生懲戒規程

亜細亜大学学則第61条に基づき、亜細亜大学学生の懲戒に関する事項を定めた規程。

7-2 教育実習規程

(目的)

第1条 この規程は、亜細亜大学教職課程における教育実習（以下「実習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営組織)

第2条 実習の円滑な運営と効果的な実施を図るため、課程運営連絡協議会の下に、教育実習委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会の長は課程主任とし、構成員は課程主任のほか、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 課程主任補佐
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」を担当する専任又は特任教員
- (3) 「各教科の指導法」を担当する専任又は特任教員

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 実習の実施計画に関すること。
- (2) 実習の事前事後指導に関すること。
- (3) 実習校との連絡調整に関すること。
- (4) 実習の成績評価及び単位認定に関すること。
- (5) その他実習の基本的事項に関すること。

(実習条件)

第4条 実習に参加できる学生は、原則3年次終了までに、別に定める教育実習実施ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(遵守事項)

第5条 実習に参加する学生の遵守事項はガイドラインに掲げる事項とし、これに違反した学生がいた場合、委員会は直ちに当該学生の実習を中止することができる。

- 2 実習に参加する学生は、ガイドラインに掲げる事項の遵守を、事前に誓約書の提出によって約束しなければならない。
- 3 実習終了後であっても、ガイドラインに掲げる遵守事項に違反した事実が発覚した場合、委員会は当該違反学生の実習を無効とすることができる。

(指導体制)

第6条 委員会は、実習に参加する学生に対し、事前指導・事後指導・訪問指導を行う。

2 前項の指導は、委員会から選任された教員が行う。

(辞退)

第7条 実習校から教育実習承諾書を受領した後は、学生からの実習辞退は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情で辞退する場合には、委員会の議を経て、別に定める教育実習辞退届を教学センターに提出するものとする。

2 実習辞退に係る実習校との連絡・調整は、委員会が行う。

(成績評価)

第8条 実習の成績評価は、実習校の評価及び事前指導・事後指導・訪問指導の評価に基づき、委員会の議を経て、科目担当者が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事態が発生した場合には、委員会にて協議し、対応方法や措置を決定するものとする。

(所管)

第10条 この規程及び委員会に関する事務所管は、教務部教学センターとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

7-3 教育実習実施ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、教育実習（以下「実習」という。）の実施及び教育実習委員会（以下「委員会」という。）の具体的運用について定めることを目的とする。

(実習条件)

第2条 実習に参加できる学生は、原則3年次終了までに次の各号に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 「教育原理」「教職入門」「教育心理学」の3科目を修得していること
- (2) 「各教科の指導法」のうち、1科目以上を修得していること
- (3) 「教育方法学（ICTの活用含む）」「教育相談」「総合的な学習の時間の指導法」のうち、1科目以上を修得していること
- (4) 規定のTOEIC®スコアを取得していること（英語教員志望者のみ）
- (5) 実習開始時点で健康状態に問題がないと委員会によって判断されること
- (6) 実習校の内諾を得ていること
- (7) 亜細亜大学学則に定められた実習費用を支払い済であること
- (8) 実習開始前までに教職課程単位及び卒業単位を十分に修得済みであると委員会によって判断されること

2 前項の条件を満たさない学生については事前面談を実施のうえ、委員会が実習の可否を決定する。なお、前項の条件を満たしている学生であっても、事前面談の結果、実習校の教育活動を妨げるおそれがあると委員会が判断した場合には、実習を認めない。

(修得単位数)

第3条 実習は、中学校にあっては5単位以上、高等学校にあっては3単位以上を修得しなければならない。

(実習期間)

第4条 実習期間は春学期又は秋学期とする。

- 2 実習中の学生による欠勤・遅刻・早退は原則認めない。やむを得ず欠勤・遅刻・早退をしなくてはならない事由が発生した場合、実習校の指導教員の許可を速やかに得るものとする。

(遵守事項)

第5条 実習に参加する学生の遵守事項は次の各号に掲げる事項とし、これに違反した学生がいた場合、委員会は直ちに当該学生の実習を中止することができる。

- (1) 実習校の規則等を遵守し、その教育方針を理解し、ハラスメントや性暴力によって校内の秩序を乱すことや、生徒の人格及び尊厳を傷つけることがないように、注意を払わなければならない。
 - (2) 実習校の校長、教頭その他の教職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装及び言動に注意しなければならない。
 - (4) 実習により知り得た生徒及び教職員の個人情報については、実習中のみでなく、実習後であっても第三者（SNSでの投稿含む）に漏らしてはならない。
- 2 実習に参加する学生は、前項各号の遵守を、事前に誓約書の提出によって約束しなければならない。
 - 3 実習終了後であっても、第1項に掲げる遵守事項に違反した事実が発覚した場合、委員会は当該違反学生の実習を無効とすることができる。

(その他)

第6条 このガイドラインに定めのない事態が発生した場合には、委員会にて協議し、対応方法や措置を決定するものとする。

(ガイドラインの改廃)

第7条 このガイドラインの改廃は、委員会の議を経て、課程主任が決定する。

(所管)

第8条 このガイドラインに関する事務所管は、教務部教学センターとする。

附則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

学籍番号	フリガナ	
	氏名	

課程の手引

2000年4月1日 初版

2026年4月1日 27版

発行者 亜細亜大学 教務部教学センター

〒180-8629 東京都武蔵野市境5-8

Tel: 0422-36-3256

E-mail: kyogaku@asia-u.ac.jp

課程担当: katei@asia-u.ac.jp